

(仮称) 埼玉県青少年健全育成・支援プラン

(案)



埼玉県のマスコット コバトン



彩の国 埼玉県

# 目 次

## 第1章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨	4
2	プランの性格及び役割	5
3	プランの期間	5
4	プランの対象とする青少年	5
5	基本理念	7
6	プランの特徴	7

## 第2章 埼玉の青少年の現状と課題

1	青少年を取り巻く社会・経済情勢	8
2	青少年に期待されること	11
3	青少年を取り巻く時代・社会の変化	18
4	生活習慣としつけや子育て環境	21
5	青少年を取り巻く有害環境	25
6	青少年に対する犯罪・事故等	27
7	困難な事情を抱える青少年	30
8	家庭の教育と子育て	37
9	学校と家庭・地域	40

## 第3章 プランの理念と基本目標

## 第4章 プランの体系

## 第5章 プランの内容

基本目標 1 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援	47
推進項目 1 豊かな人間性や社会性を育むための支援	48
推進項目 2 社会の変化に対応できる人材育成の推進	51
推進項目 3 青少年の健やかな成長を支える取組の推進	53
基本目標 2 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備	55
推進項目 1 青少年を取り巻く有害環境の健全化	56
推進項目 2 犯罪や災害等から青少年を守る取組の推進	58
推進項目 3 困難な事情を抱える（防止を含む）青少年への支援	60
基本目標 3 家庭・学校・地域が一体となった教育の推進	64
推進項目 1 家庭における教育力の向上	65
推進項目 2 家庭・地域と連携した学校教育の向上	67
推進項目 3 地域における教育力・健全育成活動の充実	69

## 参考資料

1 達成目標一覧	72
2 埼玉青少年の意識と行動調査の概要	74
3 埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年条例第 28 号）	75
4 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）	87
5 用語の説明	93

注:本文中、用語に※を付した語句には、93 ページ以降に「用語の説明」がありますので御参照ください。

(仮称) 埼玉県青少年健全育成・支援プラン

(案)

# 第1章 プランの基本的な考え方

## 1. プラン策定の趣旨

本県では、平成24年度（2012年度）を目標年次とする「埼玉県青少年健全育成推進プラン」を平成20年1月に策定し、様々な取組を行ってきました。

この間、情報化や経済のグローバル化が更に進展し、これからの青少年には、社会の変化に応じた様々な課題に主体的に取り組む、解決する力を身に付けることが求められています。一方で、インターネットによる消費者被害等が増加するなど、青少年を狙った新たな犯罪等への対応も必要となっています。

また、長引く経済の低成長や雇用情勢の悪化などにより、経済的に困難な世帯が増加し、こうした問題は、青少年の社会的自立の遅れにもつながっています。

さらに、ニート、ひきこもり、不登校等、様々な困難を抱える青少年の問題は、深刻な状況にあります。

こうした青少年をめぐる課題に対応するために、平成21年4月には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずることや、青少年有害情報を遮断するフィルタリング\*の普及を図ることとされました。

また、平成22年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、すべての青少年及び困難を有する青少年やその家族への支援を進めることが求められています。

このように青少年を取り巻く環境は厳しさが増しており、青少年行政は大きな転換期を迎えています。

次代を担う青少年が夢や希望を抱きながら健やかに成長することは、すべての県民の願いであるとともに責任でもあります。

そこで、平成24年3月に策定された本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」を踏まえ、本県における今後の青少年健全育成の取組や困難な事情を抱える青少年への支援を明らかにするために本プランを策定しました。

## 2. プランの性格及び役割

(1) 埼玉県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）では、県が青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国及び市町村と密接に連携しながら、これを実施するように努めなければならないと定めています。

この「(仮称)埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(以下「プラン」という。)は、条例に基づき、県が青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定するもので、今回で第11次の改訂になります。

(2) 子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランとし、法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。

(3) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」の分野別計画として、青少年健全育成の取組や困難な事情を抱える青少年への支援を具体的に推進しながら、その実現を目指します。

(4) 本プランが青少年育成団体などの活動の参考となり、また県民一人ひとりが青少年の健全育成に対する関心を高め、社会全体で青少年の健やかな成長に向けた取組を推進する気運の醸成を期待するものです。

## 3. プランの期間

平成25年度から平成29年度（2013年度～2017年度）までの5年間

## 4. プランの対象とする青少年

本プランでは、概ね30歳未満を対象とします。

ただし、最近の社会情勢や法の趣旨も鑑み、円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も施策によっては対象とします。

また、青少年健全育成や非行防止に関する取組については、概ね小学生高学年から大学生が対象となることを踏まえ、中心となる対象年齢は、概ね10歳から24歳とします。

なお、プランでは「青少年」という用語を使用していますが、プランの対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」「少年」「子ども」等の用語を併用します。

(概ね小学校高学年から大学卒業程度まで)



【各種法令による青少年の呼称及び年齢区分】

法令の名称	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童 (小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒 (中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男 満18歳以上の者 女 満16歳以上の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	民法上の未成年者
未成年者喫煙防止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春・児童ポルノ処罰法	児童	18歳未満の者

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者（施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も含む）
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

## 5. 基本理念

「次代を担う青少年が夢や希望を持ち、  
健やかに発達・成長する社会をつくる」

## 6. プランの特徴

- (1) 「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」に掲げられた「施策指標」や「主な取組」に係る施策について、県として総合的に体系化して取り上げています。
- (2) 本プランでは、「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」に掲げられた「施策指標」のうち関係する指標を「達成目標」としました。
- (3) このプランに掲げる「達成目標」を実現するため、別に、毎年度、「取組目標」を可能な限り数値化して設定します。
- (4) 市町村等との連携を図るため、市町村等の御意見を聴取します。また、知事の諮問機関である青少年健全育成審議会の意見を伺います。
- (5) 県民コメントなどにより県民や青少年団体等の声を反映し、県民参画によるものとします。

## 第2章 埼玉の青少年の現状と課題

### 1 青少年を取り巻く社会・経済情勢

#### (1) 少子化の進行

人口統計によれば、平成22年10月1日現在の我が国の総人口は1億2,805万7千人となっており、これまで戦後一貫して増加し続けてきましたが、ここ数年は横ばいで推移しています。

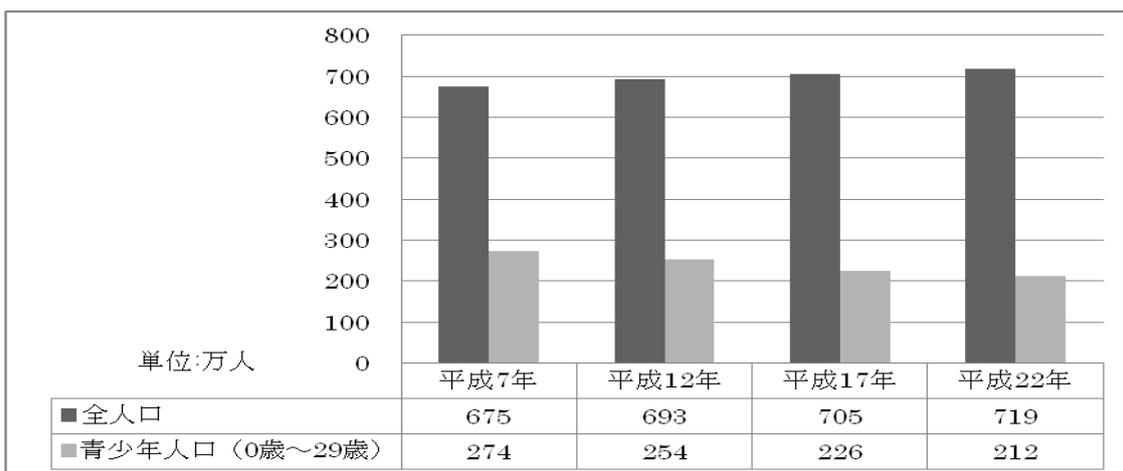
一方、本県の人口は719万5千人で、今後もしばらくは緩やかに増加すると見込まれます。しかし、合計特殊出生率\*は平成22年現在で1.32人と、人口を維持していくために必要とされる2.07人を大きく下回っていることなどから、今後数年のうちに減少に転じる見通しです。

本県の総人口のうち本プランの主な対象となる青少年人口（0歳～29歳）は212万2千人で、総人口の29.5%を占めており、全国平均を上回っています。（図1）

しかしながら、青少年人口については減少を続けており、平成12年から平成22年までの10年間で約42万5千人減少している状況にあります。

青少年人口の減少は、社会の構造に大きな変化をもたらし、労働力人口の減少など、将来に渡り、活力ある社会を維持できるかが危惧されます。

図1 人口の推移と青少年人口の推移（埼玉県）



出典 総務省「国勢調査」

## (2) 経済情勢

我が国の経済状況をみると、バブル経済\*崩壊以降の20年間、低成長の時代が続いています。一方で新興国の台頭による世界規模での競争の激化など、経済のグローバル化が進展しています。本県経済もバブル経済崩壊以降、低成長時代が続き、県内の実質経済成長率\*は、平成20年秋のリーマンショック\*の影響などにより、平成20年度にはマイナス2.8%となりました。その後はゆるやかに持ち直してきましたが、引き続き経済を取り巻く厳しい状況は続くものと見込まれます。

雇用情勢についても、リーマンショック以降の急速な悪化の中で、製造業等を中心に非正規労働者\*の雇止めなどの動きもあり、厳しい雇用情勢が続いています。

本県の完全失業率の推移は、平成19年には3.5%でしたが、平成21年には4.9%、平成22年には5.2%に上昇しました(表1)。平成23年は改善傾向がみられるものの、東日本大震災の影響も考えられることから、引き続き厳しい雇用情勢が続くものと考えられ、雇用対策は喫緊の課題となっています。

表1 完全失業率の推移(埼玉県・全国)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
埼玉県	3.5%	3.7%	4.9%	5.2%	4.6%
全国	3.9%	4.0%	5.1%	5.1%	4.5%

※平成23年の全国値は、岩手県、宮城県、福島県を除く数値。

出典 総務省「労働力調査」

## (3) 世帯の状況

本県の世帯の状況をみると、核家族世帯の割合が高くなっています。平成22年の国勢調査では、本県の一般世帯のうち62.2%を核家族が占めています。(表2)核家族化により、子育て中の夫婦が親からの援助が受けにくくなっていると考えられます。

また、18歳未満の世帯員がいる世帯も年々減少しており、一般世帯のうち占める割合は、約24.6%となっています。(表3)

こうしたことから、兄弟や近隣の仲間との交流の機会の減少などにより、地域における人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化も懸念されています。

表2 核家族世帯数の推移（埼玉県・全国）

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
埼玉県	一般世帯数	227万世帯	247万世帯	263万世帯	283万世帯
	核家族世帯数	149万世帯	161万世帯	168万世帯	176万世帯
	(割合)	(65.8%)	(65.3%)	(64.2%)	(62.2%)
全国	一般世帯数	4,389万世帯	4,678万世帯	4,906万世帯	5,184万世帯
	核家族世帯	2,570万世帯	2,727万世帯	2,832万世帯	2,920万世帯
	(割合)	(58.5%)	(58.3%)	(57.7%)	(56.3%)

出典 総務省「国勢調査」

表3 18歳未満世帯員のいる世帯数の推移（埼玉県）

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	227万世帯	247万世帯	263万世帯	283万世帯
うち18歳未満世帯員のいる世帯数	79万世帯	74万世帯	70万世帯	69万世帯
(割合)	(34.7%)	(30.0%)	(27.0%)	(24.6%)

出典 総務省「国勢調査」

#### (4) 東日本大震災

平成23年3月に発生した東日本大震災が、我が国に対して与えた被害は甚大であり、青少年に与えた影響は図り知れません。

そうした中、大震災後の復興に立ち上がる家族や、地域コミュニティを軸とした支え合い、全国から駆け付けるボランティア活動の輪の広がりなど、困難に立ち向かい支え合う人や家族・地域社会の姿が、青少年の意識や今後の発達・成長においても、大きな影響を与えたものと考えられます。

## 2 青少年に期待されること

### 【現状と課題】

青少年人口の減少や核家族化が進む中、地域の大人や年齢の異なる仲間との交流、自然体験の減少等により、規範意識や人間関係の希薄化が進むなど、青少年の社会性の低下が指摘されています。

また、長引く経済の停滞や就職難などにより、青少年が夢や希望を見出しづらい状況になっているといわれています。社会や経済がグローバル化する中で、若者の海外留学者数が減少傾向にあるなど、若者の内向き指向も指摘されています。

こうした中、次代を担う青少年には、規範意識やコミュニケーション能力を高めることや、他人を思いやる心など豊かな人間性を育むことが求められます。また、夢や目標に向かって自らの可能性に挑戦する気運づくりも重要です。

一方で、学卒者の高い早期離職率やフリーターの存在が社会問題となっており、青少年の発達段階に応じて勤労観・職業観を身に付けることも、ますます重要です。

### (1) 将来の夢等

県が平成23年度に実施した「埼玉青少年の意識と行動調査」（以下「行動調査」という。）によれば、将来つきたい職業は、小学生、中学生ともに「スポーツ選手」が最も多くなっています。平成18年度及び平成13年度の同様の調査においても「スポーツ選手」が最も多くなっています。（図2）

高校生では、「看護師・保育士」が最も多くなっており、大学生では「会社員（営業など）」が最も多くなっています。

図2 将来つきたい職業の状況

調査年 順位	小学生		
	今回調査	平成18年度	平成13年度
第1位	スポーツ選手	スポーツ選手	スポーツ選手
第2位	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	看護師、保育士など	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど
第3位	看護師、保育士など	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	歌手、俳優、タレントなど
第4位	料理人、理容師、美容師など／歌手、俳優、タレントなど	料理人、理容師、美容師など	看護師、保育士など
第5位		歌手、俳優、タレントなど	医師

調査年 順位	中学生		
	今回調査	平成18年度	平成13年度
第1位	スポーツ選手	スポーツ選手	スポーツ選手
第2位	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど
第3位	看護師、保育士など	看護師、保育士など	看護師、保育士など
第4位	料理人、理容師、美容師など	歌手、俳優、タレントなど	歌手、俳優、タレントなど
第5位	歌手、俳優、タレントなど	料理人、理容師、美容師など	料理人、理容師、美容師など／プログラマー、建築士、技術者、通訳など

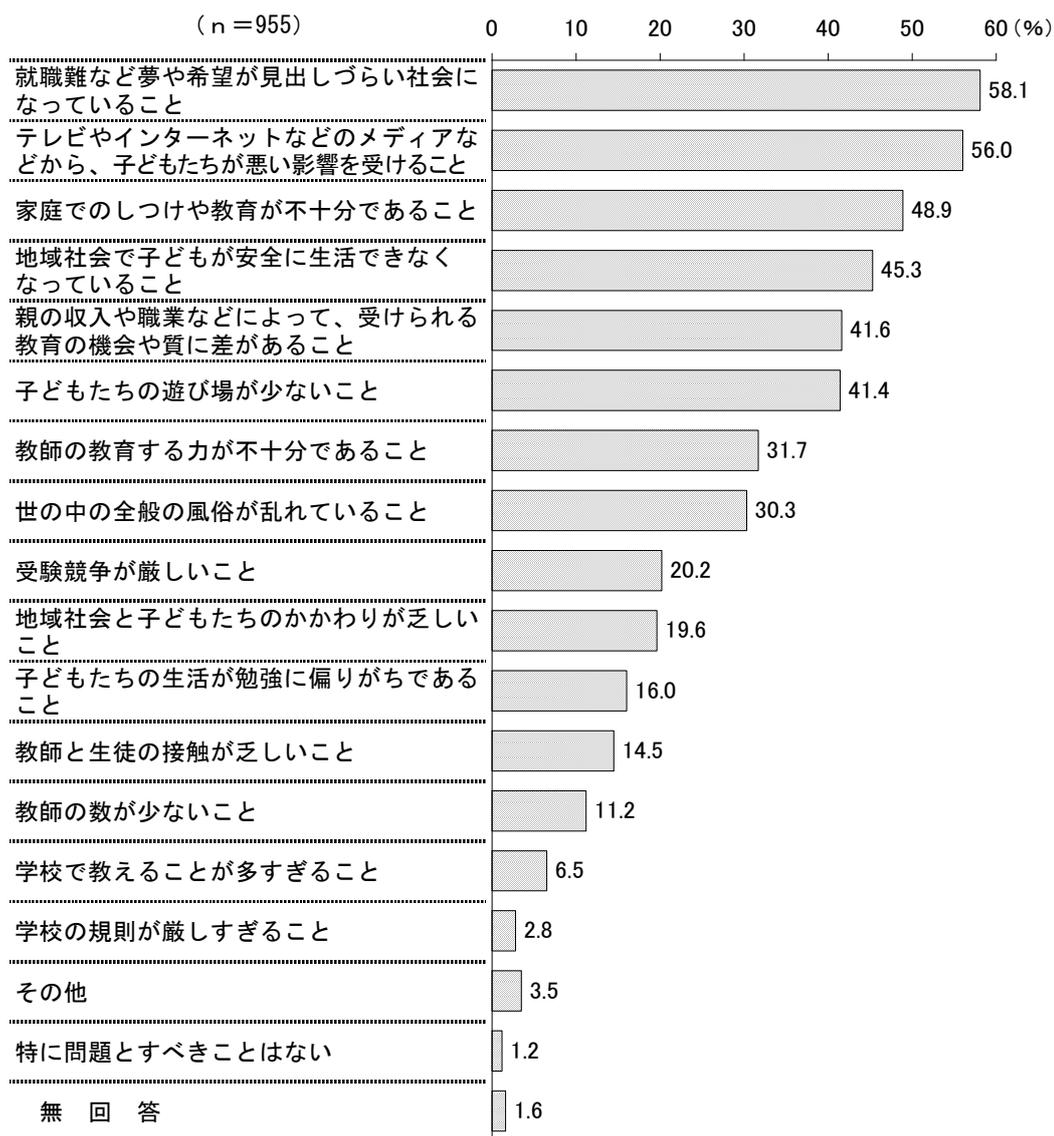
調査年 順位	高校生		
	今回調査	平成18年度	平成13年度
第1位	看護師、保育士など	プログラマー、建築士、技術者、通訳など	プログラマー、建築士、技術者、通訳など
第2位	教員 (小・中・高等学校の教員)	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	看護師、保育士など
第3位	プログラマー、建築士、技術者、通訳など	看護師、保育士など	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど
第4位	公務員 (一般事務など)	教員 (小・中・高等学校の教員)	教員 (小・中・高等学校の教員)
第5位	会社員 (営業など)	会社員／公務員	歌手、俳優、タレントなど

調査年 順位	大学生		
	今回調査	平成18年度	平成13年度
第1位	会社員 (営業など)	会社員	公務員
第2位	公務員 (一般事務など)	プログラマー、建築士、技術者、通訳など	会社員
第3位	プログラマー、建築士、技術者、通訳など	公務員	プログラマー、建築士、技術者、通訳など
第4位	看護師、保育士など	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど
第5位	教員 (小・中・高等学校の教員)／画家、デザイナー、音楽家、作家、マンガ家、ゲームデザイナーなど	教員 (小・中・高等学校の教員)	店員、販売員など

出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

一方で、「行動調査」における保護者に対する意識調査によれば、子育てや教育の現状に対する問題意識について尋ねたところ、「就職難など夢や希望が見出しづらい社会になっていること」との回答が58.1%と最も多くなっています。(図3)

図3 子育てや教育の現状に対する問題意識

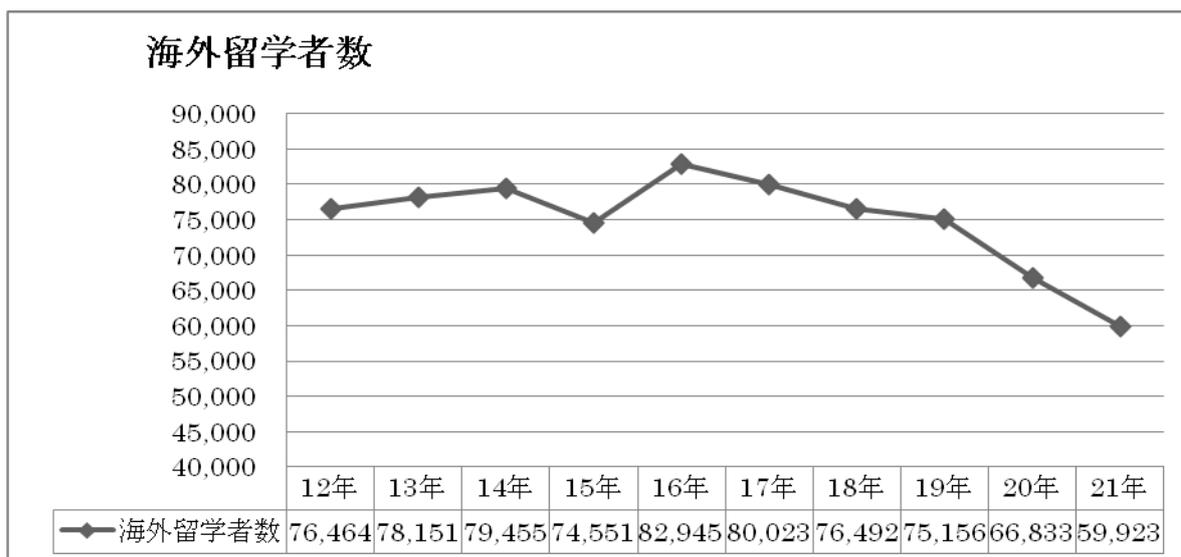


出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

## (2) 海外留学の状況

グローバル化が進展する一方で、日本から海外へ留学する若者が減っています。これは、景気の低迷による経済的な要因などのほか、若者の内向き志向が要因の一つとなっているものと指摘されています。(図4)。

図4 日本から海外への海外留学数の推移 (全国)



出典 文部科学省「我が国の海外留学制度の概要」

## (3) 自然体験・生活体験

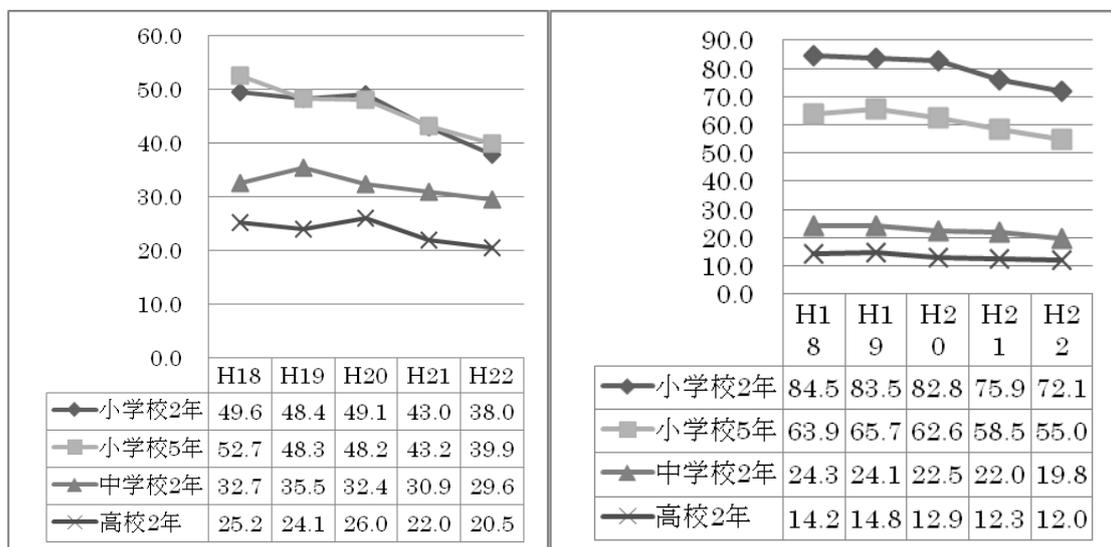
独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査結果によれば、青少年の自然体験活動の体験率は学年が上がるにつれ減少しており、平成18年からの5年間では、多くの自然体験活動の体験率が減少傾向にあると指摘されています。(図5)

同調査によると、自然体験や生活体験を多く行っている青少年ほど、他者への思いやりや積極性などの自立的行動習慣が身についており、自己肯定感も強いとされています。また、子どもの頃に地域活動やボランティア活動などの体験が多い者ほど人間関係能力、文化的作法、教養等の資質・能力が高いとされています。

図5 青少年の自然体験活動の体験率の推移（全国）

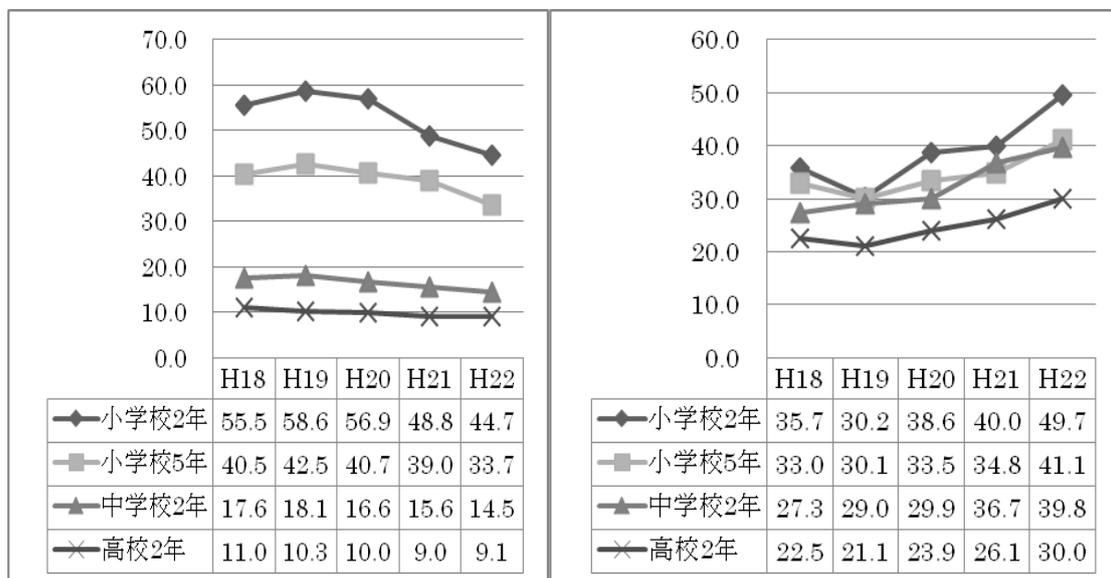
【山登りやハイキング、オリエンテーション等】

【昆虫や水辺の生物を捕まえること】



【植物や岩石を観察したり調べたりすること】

【スキーや雪遊びなど雪の中での活動】



※数値は、「何度もした」「少しした」を合わせた比率。

出典 青少年の体験活動等と自立に関する実態調査（平成22年度調査）

（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

#### (4) 若年者の就労状況

若年層（15歳から24歳）の雇用情勢は、他の年齢層とくらべて厳しい傾向にあり、平成23年の全国労働力調査によれば、若年層の完全失業率は8.2%と全体の失業率4.5%を大きく上回っています。（表4）

また、新規学卒者の就職後3年以内の離職率については、近年、減少傾向にあるものの、平成20年3月卒業者の全国平均では、中学校卒が64.7%、高校卒が37.6%、大学卒が30.0%となっています。（図6）

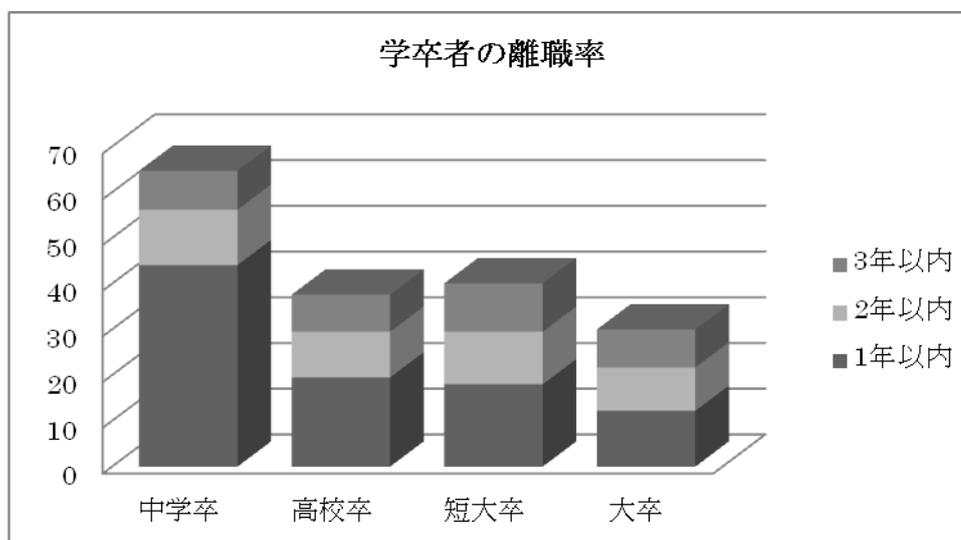
表4 若者の完全失業率の推移（全国）

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国平均	3.9%	4.0%	5.1%	5.1%	4.5%
15歳から24歳	7.7%	7.2%	9.1%	9.4%	8.2%

※平成23年の全国値は、岩手県、宮城県、福島県を除く数値。

出典 総務省「労働力調査」

図6 学卒者の離職率（全国 20年3月卒業者）



区分	中学卒	高校卒	短大卒	大卒
3年以内	8.5	8.1	10.6	8.3
2年以内	12.1	10.0	11.5	9.5
1年以内	44.1	19.5	18.0	12.2
合計 (%)	64.7	37.6	40.1	30.0

出典 厚生労働省職業安定業務統計

## (5) ニートとフリーター

総務省が実施している「労働力調査」によれば、ニートの数は平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成23年には岩手県・宮城県・福島県を除いた推計で全国で60万人にのぼるとみられています。(表5-1)

また、いわゆるフリーターについては、平成15年の217万人をピークに一貫して減少してきましたが、平成21年から増加に転じており、平成23年には岩手県・宮城県・福島県を除いた推計で、176万人にのぼるとみられています。(表5-2)

表5-1 ニートの推移(全国)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
62万人	64万人	63万人	60万人	60万人

※平成23年は、岩手県、宮城県、福島県を除く推計人数。

出典 総務省「労働力調査」

表5-2 フリーターの推移(全国)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
181万人	170万人	178万人	183万人	176万人

※平成23年は、岩手県、宮城県、福島県を除く推計人数

出典 総務省「労働力調査」

※ ニートとは、若年無業者ともいわれ、年齢15歳～34歳で非労働人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない人。

「Not in Education, Employment, or Training」の頭文字をとって、ニート（NEET）と呼ばれている。

※ フリーターとは、フリーアルバイトの略。必ずしも明確な定義はないが、概ね学校卒業後、正規従業員の形態ではなく、アルバイト等の不安定な就業と無業を繰り返す若年者。厚生労働省では、15歳～34歳の学校卒業者で主婦でない者のうち、パートやアルバイトで稼いでいる者及びパートやアルバイトで働く意志のある無業の者と定義している。

### 3 青少年を取り巻く時代・社会の変化

#### 【現状と課題】

めざましいスピードで普及するITは、家庭生活や企業活動に欠かせないものとなっています。インターネットや携帯電話の普及により、いつでも、どこでも、誰でも、国内外の情報にアクセスし、コミュニケーションをとることが可能な情報ネットワーク社会への移行が進んでいます。

現代に生きる青少年には、こうした高度化するネットワークを駆使し、新たな文化や産業を創造していくことが期待されます。

また、経済のグローバル化や科学技術の進展のなか、成長産業分野や次世代産業分野などに対応する能力を身に付けることも重要です。あわせて我が国の伝統文化を尊重しつつ、国籍・文化等の違いを超えて、多様な文化や価値観を認め合いながら、世界を視野に入れて活動していくことも期待されます。

さらに、地球温暖化の進行やエネルギー問題が深刻化するなか、環境への意識を高め、持続可能な社会づくりに参画していくことが求められます。

明日の埼玉を担う青少年には、こうした社会や時代の変化に応じた様々な課題に主体的に取り組み、解決する力を身に付けていくことが必要です。

#### (1) インターネットと携帯電話

「行動調査」によれば、インターネットの利用状況については、小学生で約67%、中学生で83%、高校生や大学生は、ほとんどがインターネットを利用しています。(図7-1)

また、小学生と中学生のうち、自分専用の携帯電話を持っているのは、小学生では24.4%、中学生では53.3%となっています。(図7-2)

インターネットの主な利用目的について尋ねたところ、高校生・大学生については、約8割が自分の趣味で利用しているほか、約7割が「友達とのメールの送受信」に利用するなど、情報の収集やコミュニケーションの手段として定着しています。(図7-3)

図 7-1 インターネットの利用状況

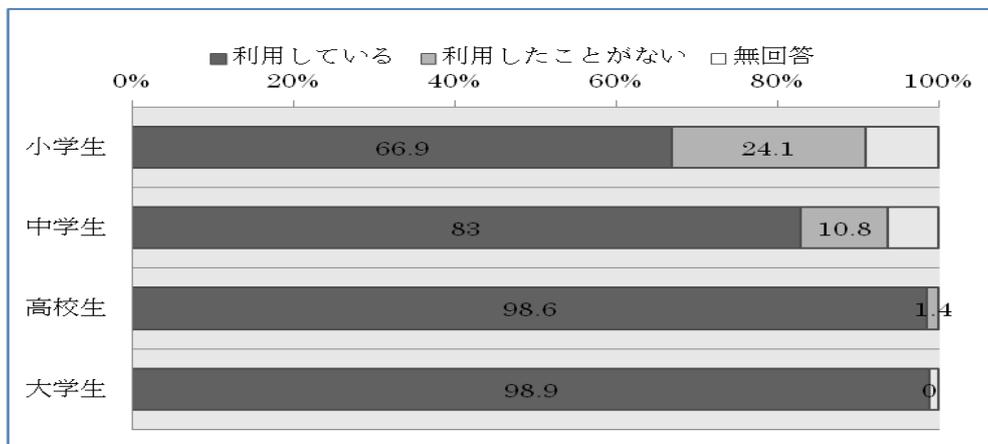


図 7-2 携帯電話の保有状況 (小学校・中学校)

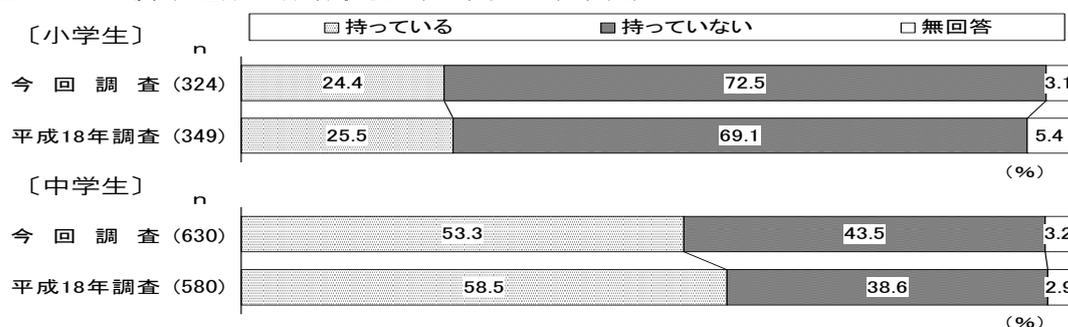
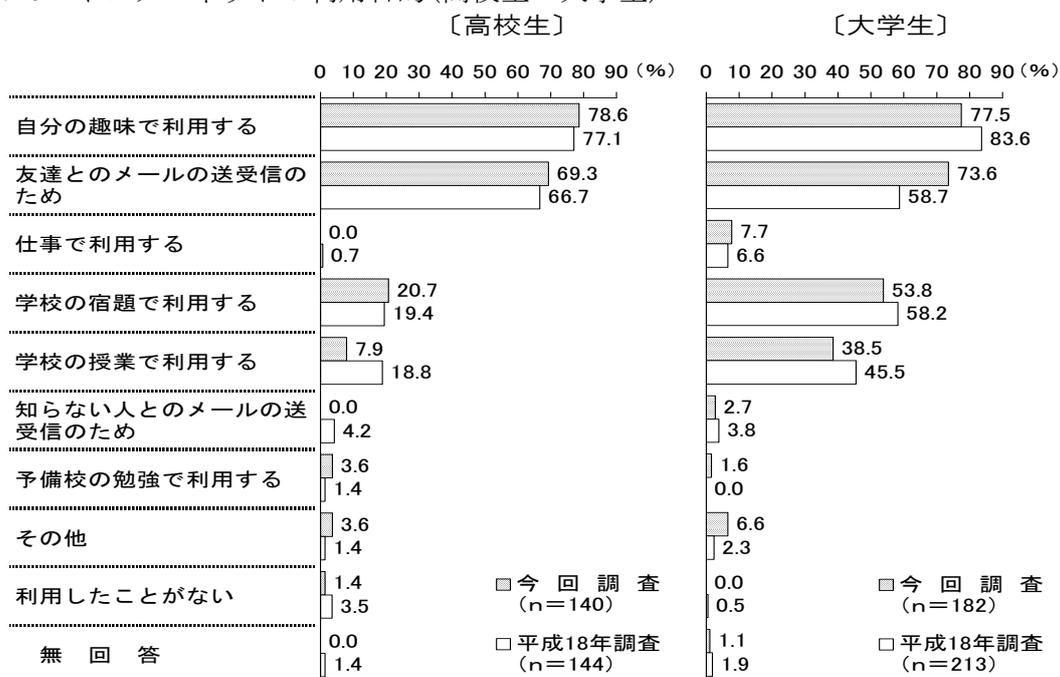


図 7-3 インターネットの利用目的 (高校生・大学生)

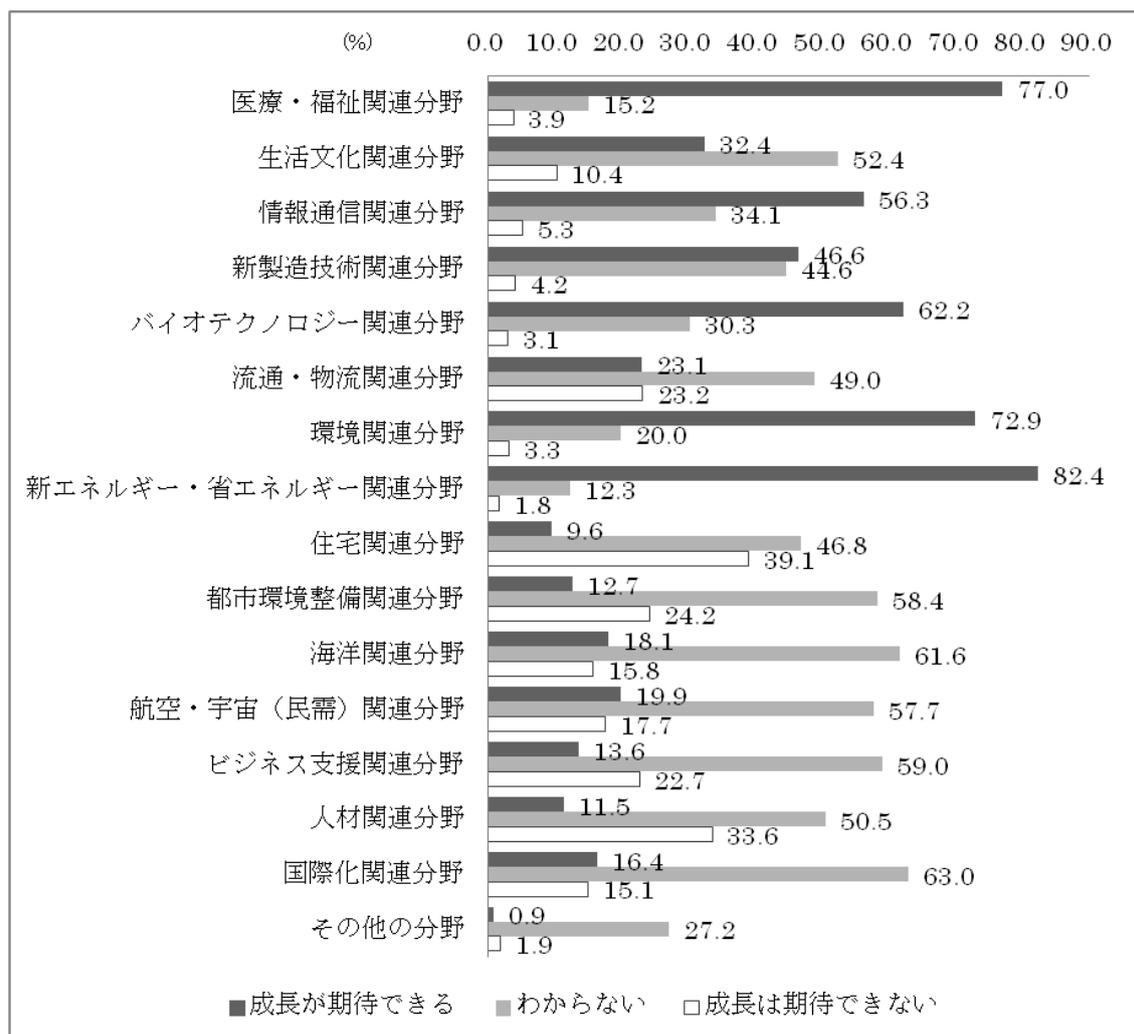


出典 平成 23 年度埼玉青少年の意識と行動調査

## (2) 今後の成長が期待できる分野

独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った企業への調査によれば、今後、成長が期待できる分野として企業が考えている分野は、「新エネルギー・省エネルギー関連分野」が82.4%と最も多く、次いで「医療・福祉関連分野」(77.0%)、「環境関連分野」(72.9%)などとなっています。(図8)

図8 成長が期待できる産業分野



出典 「今後の産業動向と雇用のあり方に関する調査」(平成22年5月)  
独立行政法人労働政策研究・研修機構

#### 4 生活習慣としつけや子育て環境

##### 【現状と課題】

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。子どものおときから望ましい食習慣を身に付けることや、スポーツを通じた健康や体力づくりなど、健やかに成長するための生活習慣を身に付けることが必要です。

こうした生活習慣が身に付くためには、家庭でのしつけや教育が重要ですが、本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が親からの援助を受けにくい状況にあります。また働く女性も増加するなど、子育て家庭の孤立化や負担感の増加も懸念されます。

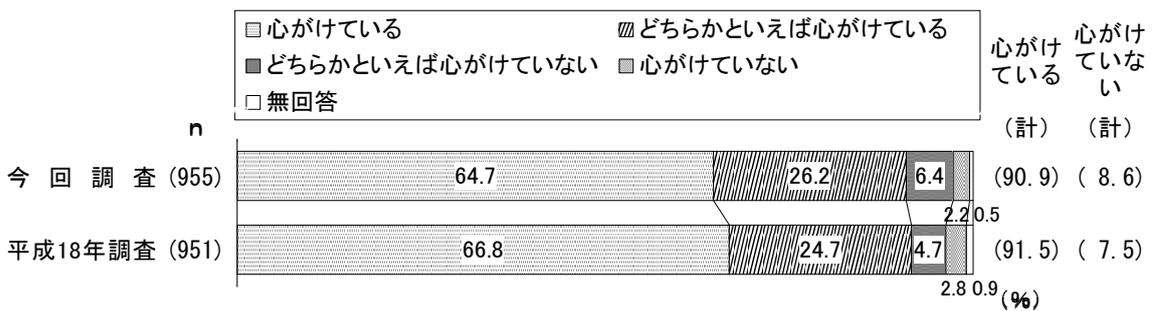
このような子育て家庭の多様なニーズに対応した保育や子育て相談など、子どもたちの健やかな成長を育むための支援の充実が必要です。

##### (1) 教育やしつけで心がけていること

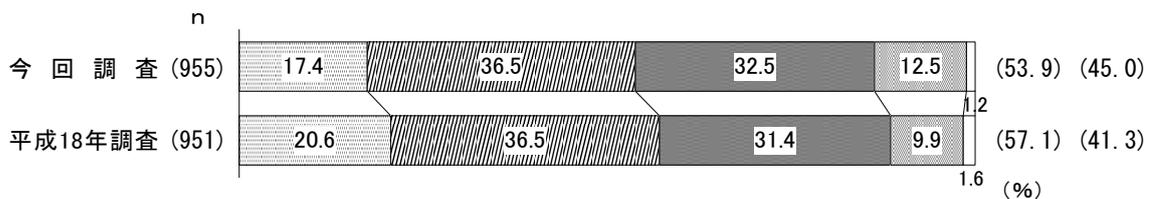
「行動調査」における保護者の意識調査において、教育やしつけで心がけていることを尋ねたところ、「夕食を一緒に食べる」ことに90.9%の保護者が心がけているとしています。「見る時間を決めてテレビを見させている」ことには53.9%、「スポーツを一緒にするようにしている」ことには、37.1%の保護者が心がけているとしています。また、いずれの項目も平成18年度の調査結果と比較すると、「心がけている」と答えた割合が減少しています。(図9)

図9 教育やしつけでところがけていること

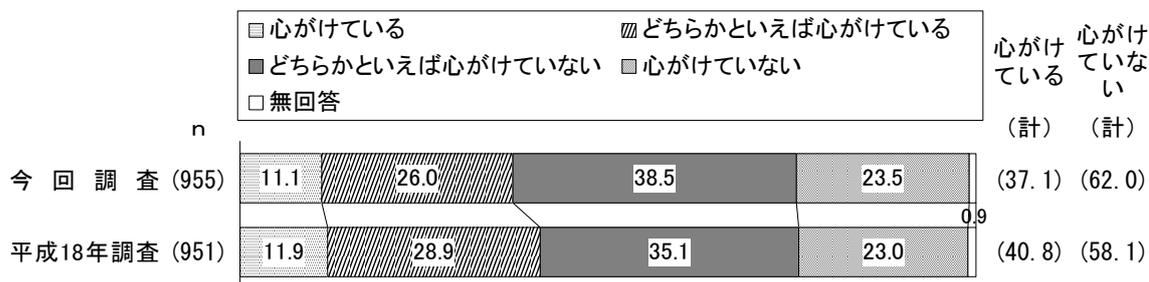
ア 毎日、夕食を一緒に取るようにしている



イ 見る時間を決めてテレビを見させている



ウ スポーツを一緒にするようにしている

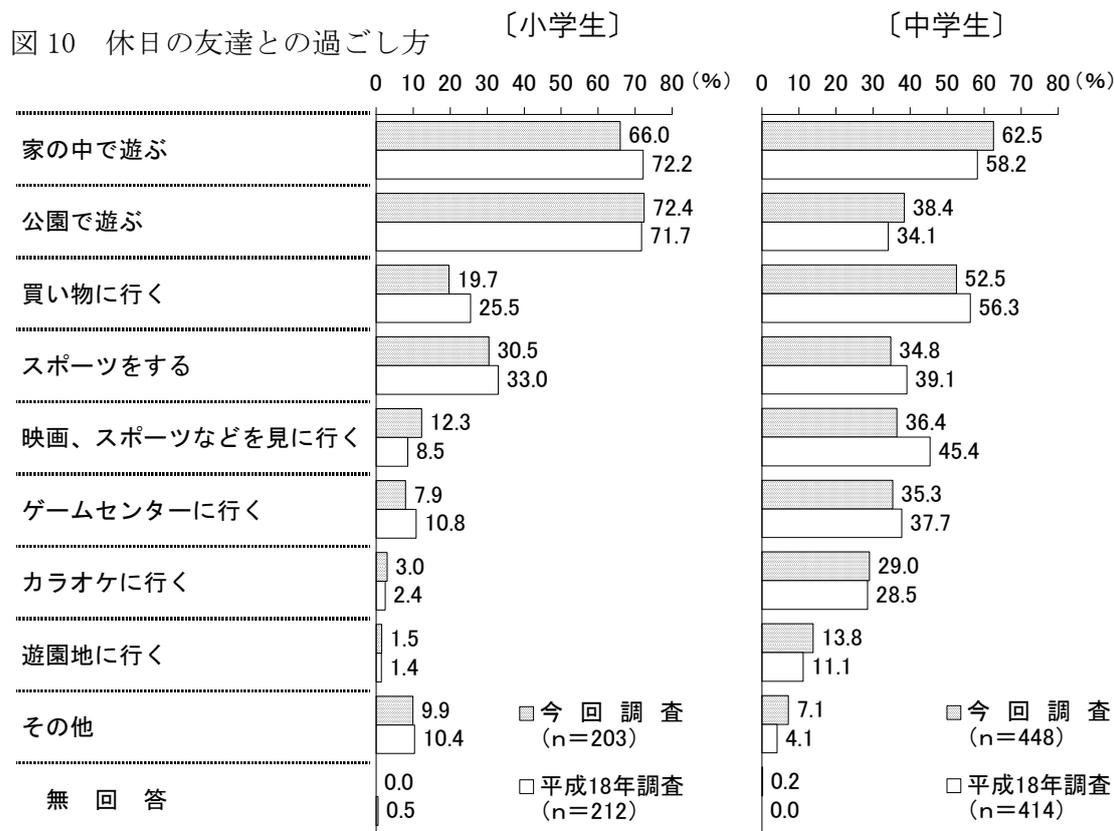


※心がかけていますは、「どちらかといえば心がかけています」を含む。心がかけていないは、「どちらかといえば心がかけていない」を含む。

出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

(2) 休日の友達との過ごし方

「行動調査」によれば、休日の友達との過ごし方について、小学生、中学生とも「家の中で遊ぶ」と答える割合が高くなっており、スポーツをすると答えた割合は、小学生で約30%、中学生では約35%となっています。

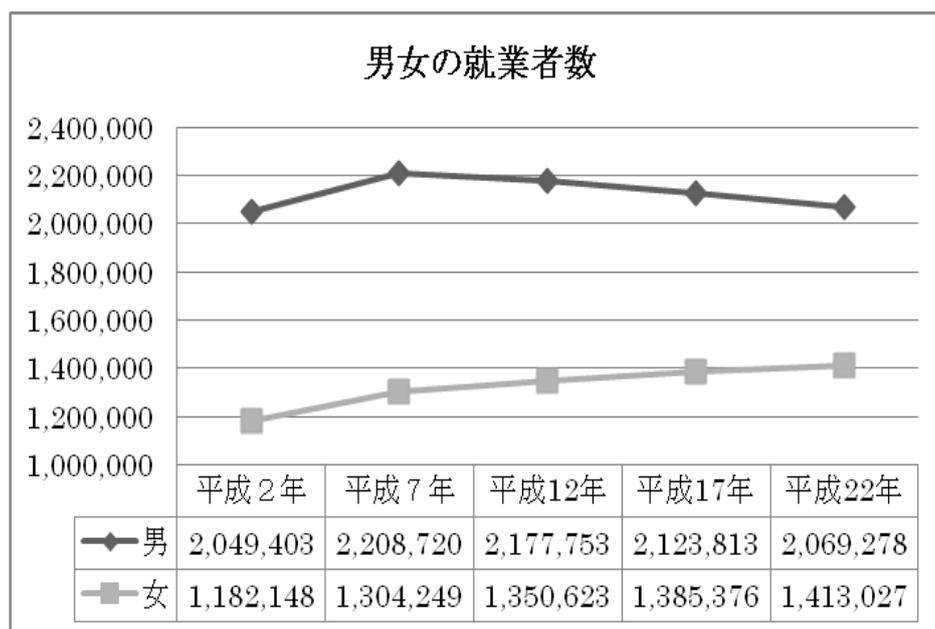


出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

### (3) 女性の就業者数

平成22年の国勢調査によると、本県の就業者数は、男性は前回の平成17年の調査から減少していますが、女性は増加しています。(図11)

図11 男女別就業者数の推移 (埼玉県)

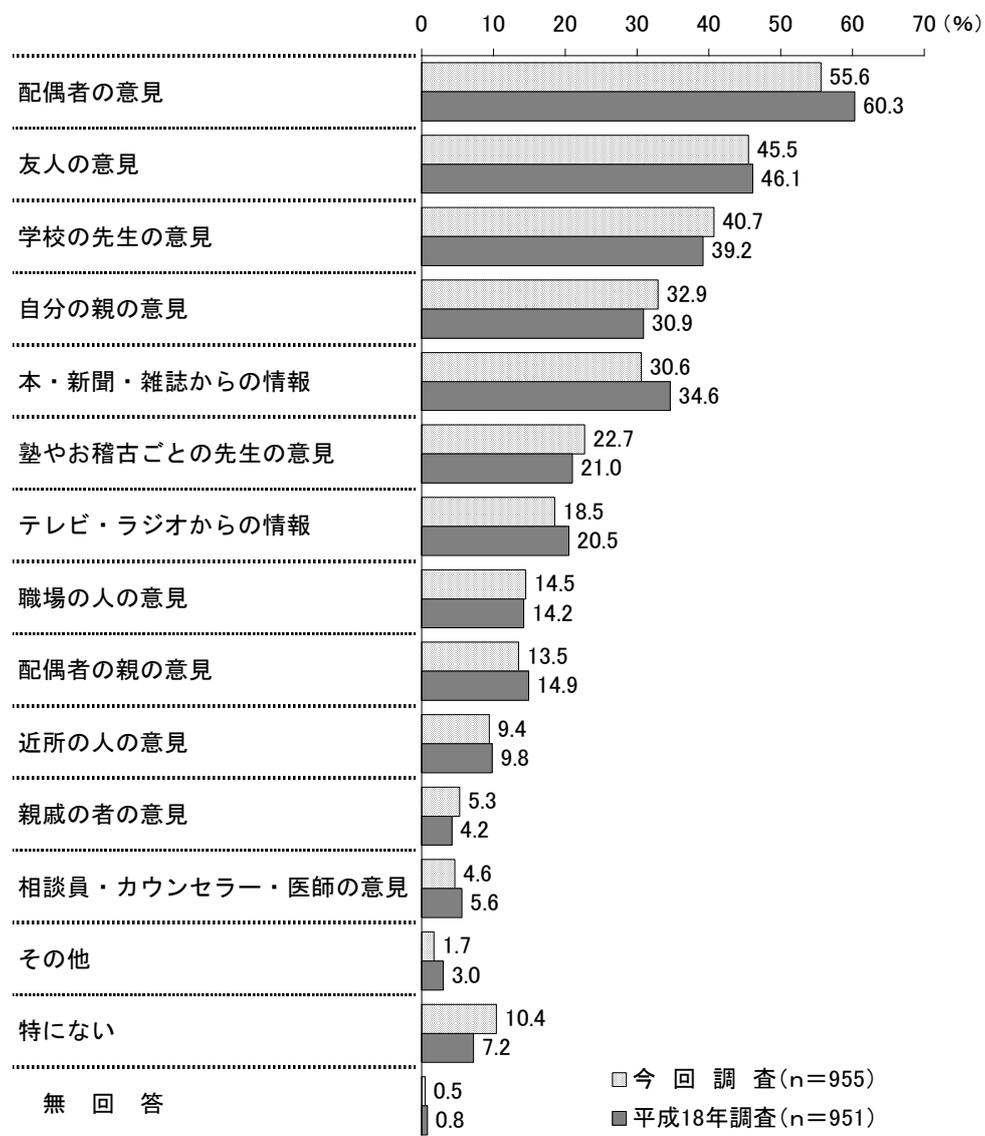


出典 総務省「国勢調査」

### (4) 子育ての相談先

「行動調査」における保護者調査によれば、子どものしつけや教育で特に参考にするものを尋ねたところ、「配偶者の意見」が55.6%と最も多く、次いで「友人の意見」45.5%、「学校の先生の見解」40.7%などとなっています。(図12)

図 12 子どものしつけや教育で参考とするもの



出典 平成 23 年度埼玉青少年の意識と行動調査

## 5 青少年を取り巻く有害環境

### 【現状と課題】

青少年に有害な雑誌やゲーム等に加え、近年では、インターネットや携帯電話の普及により、有害情報に簡単に接する機会が増えています。不適切なインターネットの利用は、犯罪被害に巻き込まれるだけでなく、時には加害者ともなり得ます。

また、違法ドラッグ\*（いわゆる脱法ドラッグ）など、薬物乱用による青少年被害の拡大も懸念されます。

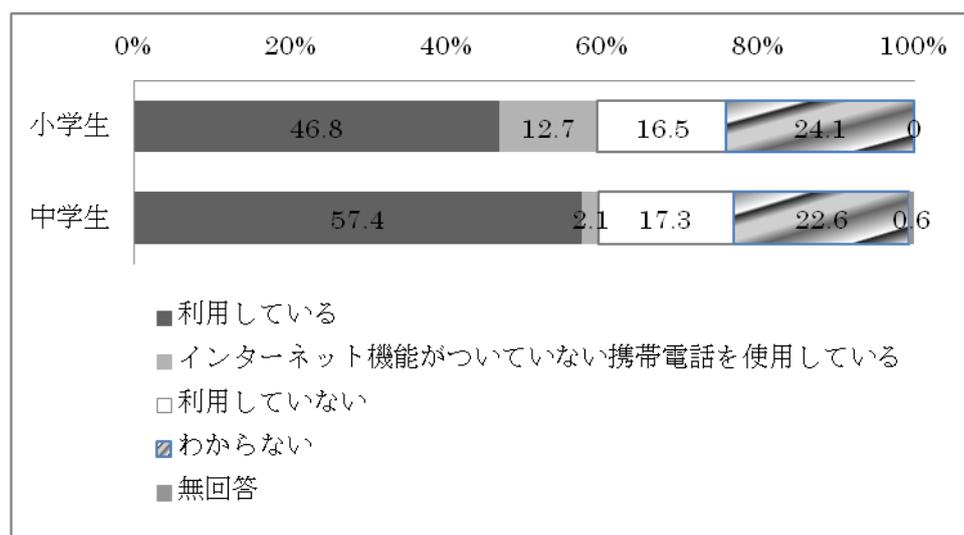
青少年をこうした有害環境から守るための取組を、引き続き、社会全体で進めていく必要があります。特に、目まぐるしく変化を続けるインターネットなどのメディアへの対応が求められます。

#### (1) 携帯電話のフィルタリングサービス等の状況

「行動調査」によれば、携帯電話によるインターネットの利用状況については、小学生及び中学生の約6割が、「フィルタリング\*サービスを利用している」か「インターネット機能が付いていない携帯電話を使用している」などの対応を図っていると回答しています。（図13-1）

一方で、携帯電話を使うルールを決めているかどうか尋ねたところ、「特に決めていない」家庭は、小学生の約2割、中学生の約3割となっています。（図13-2）

図13-1 携帯電話のフィルタリングの利用状況



出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

図 13-2 携帯電話の利用のルール



出典 平成 23 年度埼玉青少年の意識と行動調査

## 6 青少年に対する犯罪・事故等

### 1 犯罪・事故

#### 【現状と課題】

青少年が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。近年はインターネットの普及などにより、青少年のネットによる消費者被害も表面化しています。

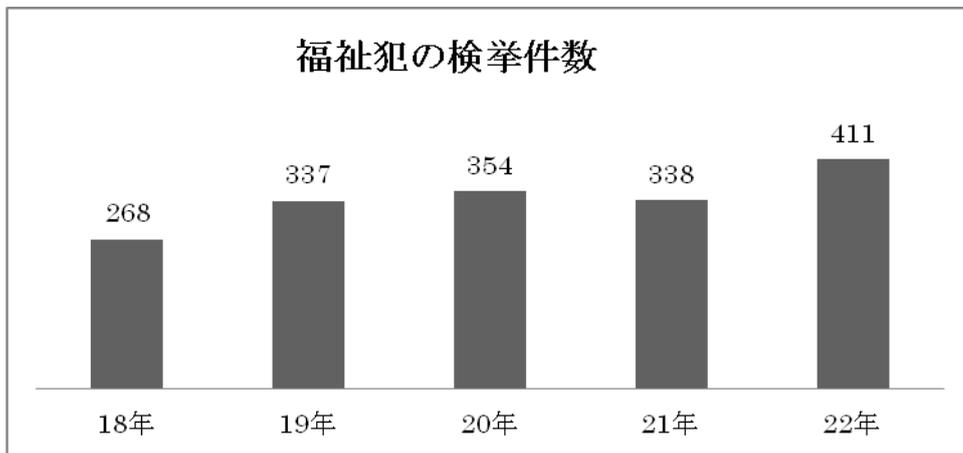
また、毎年、多くの子どもや若者に関する交通事故が発生しており、自転車による交通事故が増えています。

このため、青少年を狙ったインターネットによる犯罪など新たな問題への対応も含め、青少年が犯罪・事故や災害に巻き込まれることがないように、青少年への意識啓発や、犯罪・事故・災害に遭いにくいまちづくりなど、地域ぐるみで取り組む必要があります。

#### (1) 子どもが巻き込まれる犯罪

少年の福祉と保護を目的とした各種特別法・条例等に違反する犯罪による検挙件数は増加の傾向にあり、青少年を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

図 14 埼玉県内の福祉犯の検挙状況（埼玉県）



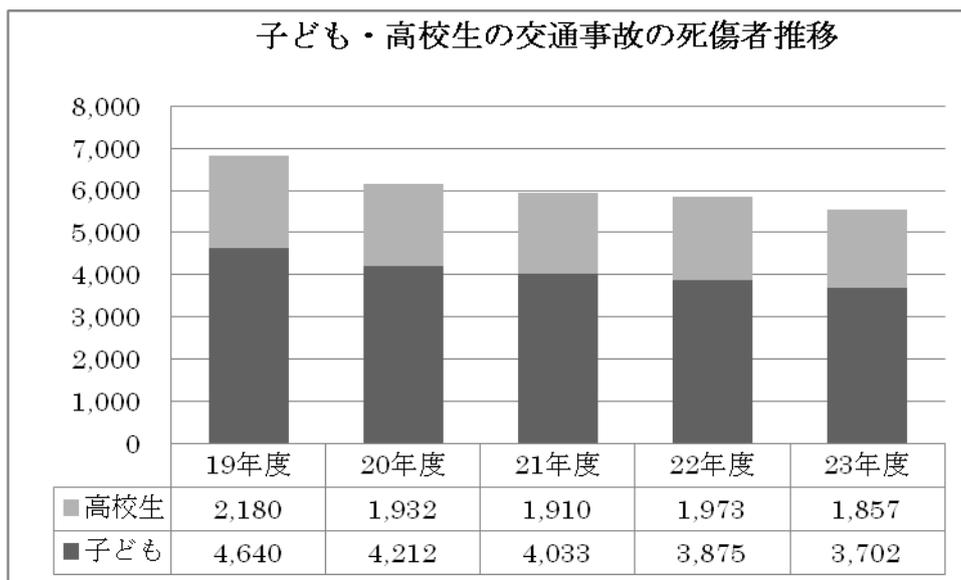
出典 埼玉県警察本部「少年非行白書」

※福祉犯とは、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法・条例等に違反する犯罪。県青少年健全育成条例違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反等。

## (2) 交通事故の状況

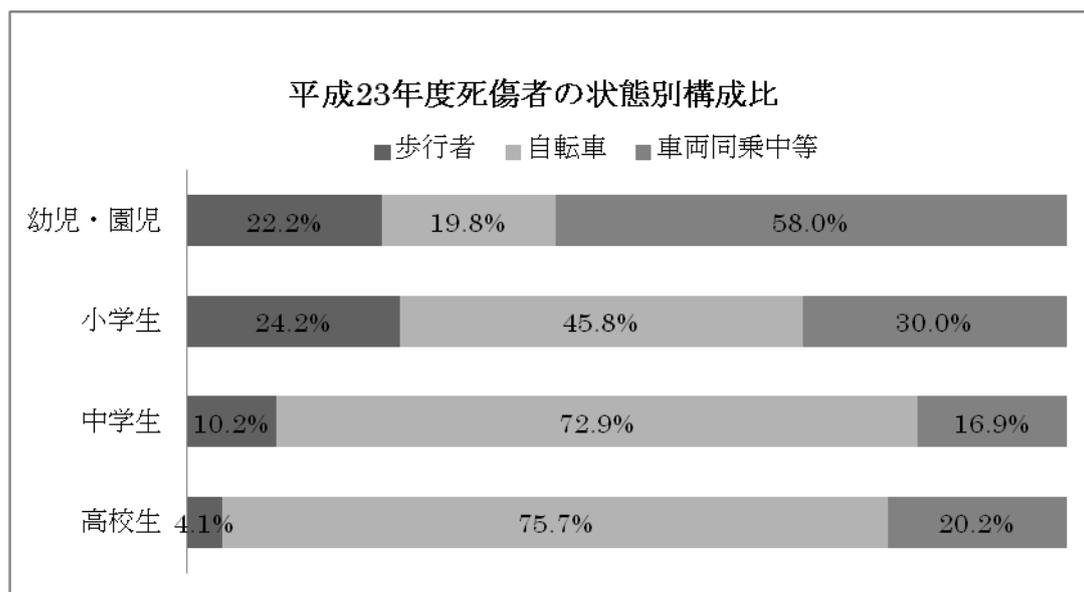
高校生以下の交通事故負傷者数は近年減少傾向にあります。交通事故による死傷者の内訳としては、小学生では約4割以上、中学生、高校生では約7割以上が自転車乗車中となっています。

図 15-1 交通事故件数の推移（埼玉県）



※子ども：高校入学前の者

図 15-2 平成 23 年度死傷者の状態別（埼玉県）



出典 埼玉県警察本部調べ

## 2 児童虐待

### 【現状と課題】

児童虐待相談件数は年々増加しており、社会的養護\*を必要とする子どもも増加傾向にあります。

児童虐待を未然に防止するためには、子育て家庭が地域で孤立し不安を抱えないよう、身近なところでの相談や親同士の交流ができるなど、地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

また、虐待を早期に発見・対応できる体制を充実するとともに、虐待を受けた子どもへの心のケアや、再発防止のための家族全体への支援も重要です。

#### (1) 虐待相談受付件数の推移

県内の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は年々増加している状況にあります。

表6 相談件数の推移（埼玉県）

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受付件数	2,425	2,657	2,665	3,449	4,504

出典 埼玉県福祉部こども安全課調べ

## 7 困難な事情を抱える青少年

非行の問題を抱える青少年や、ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営むことが困難な者、障害のある子どもや若者、経済的困窮の問題など、困難な事情を抱える青少年への支援の問題は、現代社会の大きな課題となっています。

### 1 青少年の非行

#### 【現状と課題】

依然として青少年非行は厳しい状況にあり、非行の低年齢化が進み、再非行の割合も高くなっています。

非行に関する問題は、本人だけでなく保護者も一人で悩まないことが大切です。

そのためには、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で非行防止に取り組むことが大切です。また、問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を整備するとともに、青少年の立ち直りを支援していく必要があります。

#### (1) 青少年の非行

埼玉県警察本部資料によれば、本県の刑法犯少年(触法少年を含む)の数はここ10年間では、平成16年の8,527人をピークに減少傾向にあります。平成21年には一旦増加したものの、平成22年以降は再び減少しており、平成23年は6,041人の少年が検挙・補導されています。(図16-1)

また、かつて非行を犯した14歳以上の少年による犯行を示す再非行率は、平成18年以降、3割を超える状態が続いています。(図16-2)

図16-1 刑法犯少年の検挙補導人員(埼玉県)

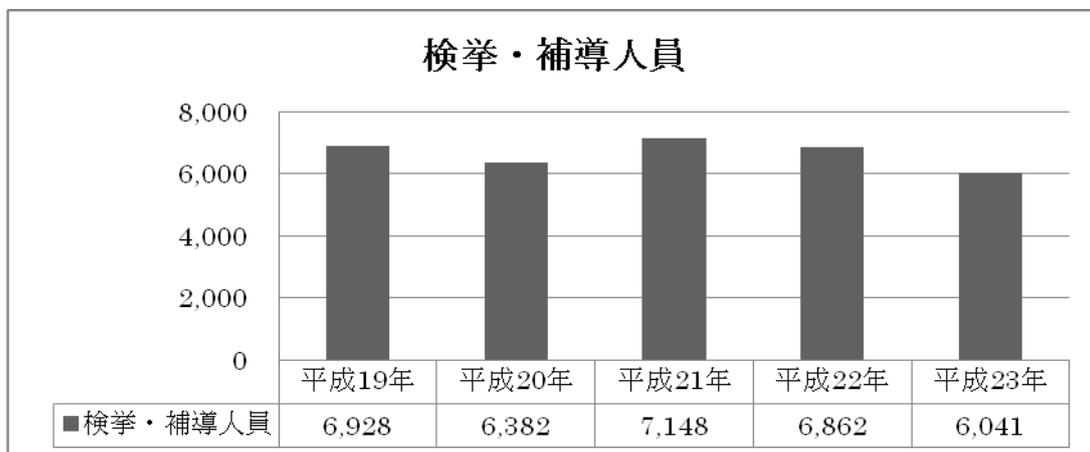
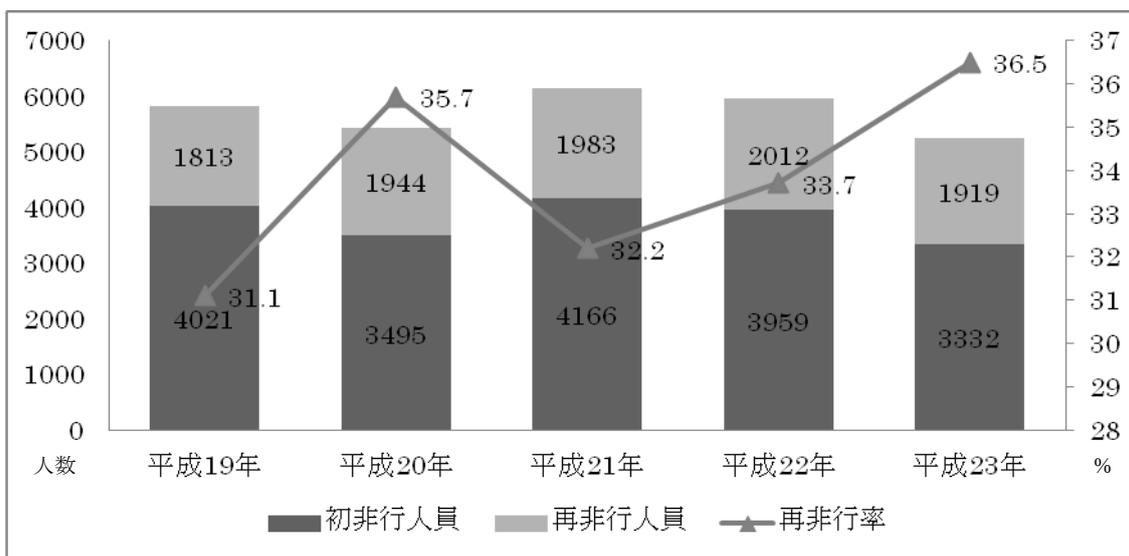


図 16-2 14 歳以上の少年の再非行率の推移（埼玉県）



出典 埼玉県警察本部調べ

※刑法犯少年とは、犯罪少年及び触法少年のうち「刑法」に規定する犯罪を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。

※再非行率とは、14歳以上の少年で、過去に非行を犯した者が再び犯罪を犯した割合。

## 2 ニート・ひきこもりの状況

### 【現状と課題】

いわゆるニートやひきこもり状態にある子どもや若者など、修学も就業もしておらず社会生活を円滑に営むことが困難な青少年は、一人一人が様々な問題を抱えていることが考えられます。

就労支援や学校における取組の充実に加え、教育、労働、福祉、保健、医療などに関わる支援機関や民間団体との連携を強化し、各人の置かれた状況に応じた専門的な支援をきめ細かく行うことが必要です。

#### (1) ニート・ひきこもり

総務省が実施している「労働力調査」によれば、ニートの数は平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成23年には前年を上回り、全国で60万人にのぼるとみられています。(表5-1 前出17頁)

また、ひきこもりに該当する人数については、平成22年に内閣府が調査した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」では、全国で約70万人と推計されています。(表7)

また、同調査によると、ひきこもりとなった若者の約3割が、10代のうちに陥っており、30代でひきこもりを始めた者も23.7%にも及んでいます。

表7 ひきこもり群の定義・推計(全国)

(注1)

有効回収率に  
占める割合(%)

全国の推計数  
(万人)(注2)

ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人 (注3)
自室から出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	

ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人

注1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ。

イ) 「現在の状態のきっかけ」で「病気(病名: )」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他( )」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く。

ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3,880万人なので、

有効回収率に占める割合(%) × 3,880万人 = 全国の推計数(万人)

3 厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもりの推計値は25.5万世帯となっており、ほぼ一致する。

出典 内閣府「若者の意識に関する調査」(平成22年)

### 3 障害のある子ども・若者など

#### 【現状と課題】

障害のある子どもや若者が地域の一員として育ち、一人一人の状況に合わせて就労や社会参加が図れるよう、環境を整えていくことが求められます。

特に、発達障害\*については、一見ただけでは分かりにくく、周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、あらゆる場面で支援や配慮が受けられるよう多くの方に発達障害への正しい理解を進めるとともに、早期発見や早期療育体制の充実などを図っていくことが必要です。

#### (1) 障害児の現状

表 8 18歳未満の障害者手帳所持者数（埼玉県 平成23年度末）

項目	18歳未満所持者
身体障害者手帳	4,293人
療育手帳	10,542人
精神障害者保健福祉手帳※	354人

※推計値

発達障害者数（15歳未満） 推計値 62,000人

※国の調査をもとに推計

出典 埼玉県福祉部調べ

※障害者基本法では、発達障害については精神障害とされている

### 4 いじめや不登校、高校中退

#### 【現状と課題】

いじめは深刻な人権問題です。いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭での早期発見、早期対応に向けた取組が求められます。

また、不登校は、様々な背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒の一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の取組が必要です。

高校中途退学については、生徒が自分自身を見直し、高校生活に意義を感じることができるような対策が重要です。

### (1) いじめ

表 9-1 いじめ認知件数(埼玉県) (件)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
公立小学校	1,425	1,162	747	679	580
公立中学校	2,013	1,785	1,315	1,242	1,072
公立高等学校	194	163	127	105	105
特別支援学校	3	7	3	8	10

出典 埼玉県教育局「平成 22 年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動等に関する調査結果について」

### (2) 不登校

表 9-2 公立小中学校の不登校人数(埼玉県) (人)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
公立小学校	1,358	1,238	1,137	1,036	1,014
公立中学校	6,176	6,117	5,820	5,509	5,031

出典 埼玉県教育局「平成 22 年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動等に関する調査結果について」

### (3) 高校中途退学

表 9-3 公立高校中途退学者数の推移(埼玉県) (人)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
公立全日制	2,844	2,558	2,289	1,963	1,724
公立定時制	676	686	731	688	826
計	3,520	3,244	3,020	2,651	2,550
公立退学率(%)	2.9	2.7	2.5	2.2	2.1

出典 埼玉県教育局「平成 22 年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動等に関する調査結果について」

## 5 貧困

### 【現状と課題】

長引く経済の停滞や雇用環境の悪化などにより、経済的に困難な世帯が増加しています。

このため、若者への就労支援を充実するなど、自立に向け支援していくことが必要です。

また、経済的に困難な境遇に置かれた子どもが、経済的理由から教育の機会を断念することのないよう、高校進学など自立に繋がるための学習の機会を得られるよう支援していくことが必要です。

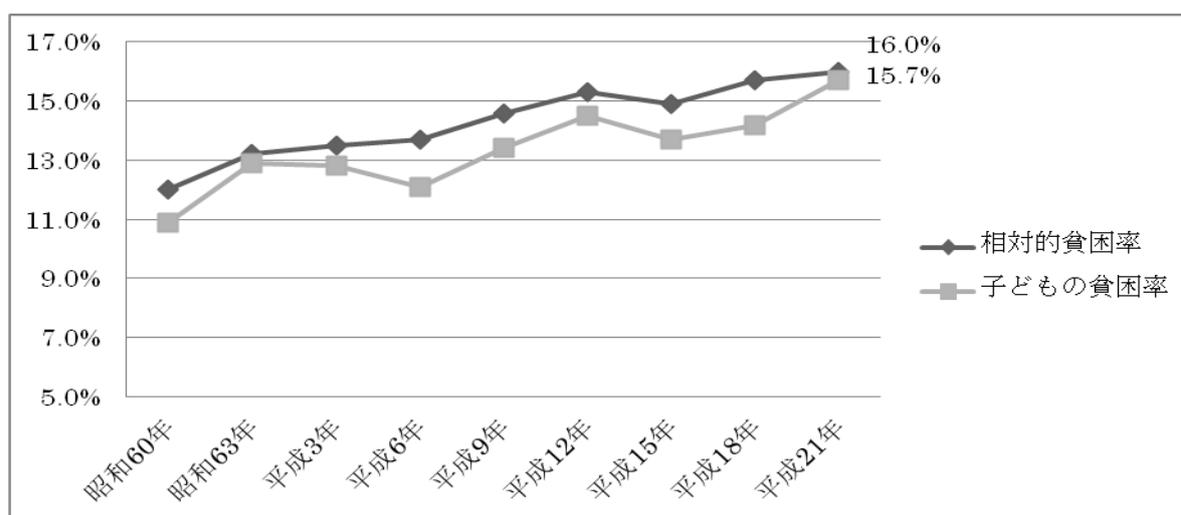
#### (1) 完全失業率

若年層（15歳から24歳）の雇用情勢は、他の年齢層とくらべて厳しい傾向にあり、平成23年の全国労働力調査によれば、若年層の完全失業率は8.2%と全国平均の失業率4.5%を大きく上回っています。（表4前出 16頁）

#### (2) 相対的貧困率

「国民生活基礎調査」による相対的貧困率は上昇傾向にあり、平成21年は全体で16.0%となっています。（図18）

図18 相対的貧困率の推移



※相対的貧困率とは、貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯の割合。子どもの貧困率は17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。平成21年の貧困線は112万円。

出典 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」

## 6 若者の自殺

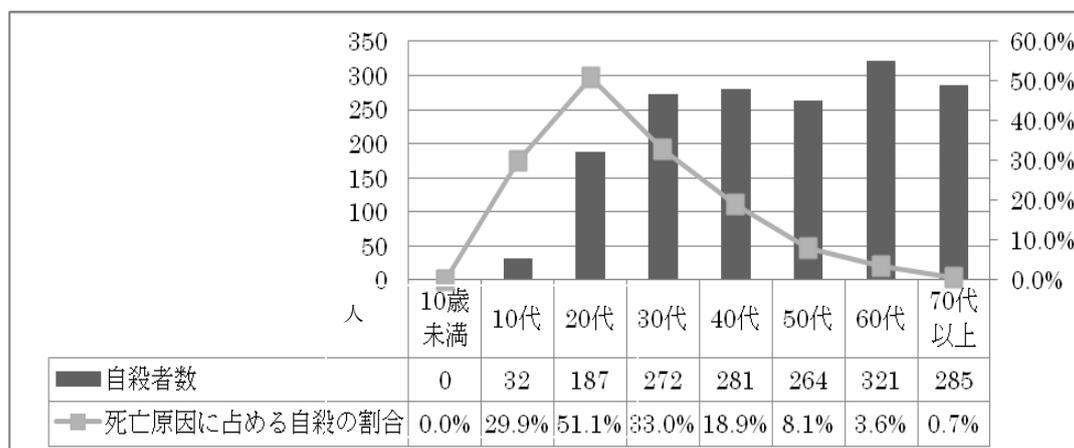
### 【現状と課題】

若者の自殺は深刻な社会問題となっています。平成22年の10代と30代の死亡原因のうち、自殺の占める割合が約3割を占めており、20代では5割を超えています。

自殺者の背景には、個人の問題や事情だけでなく、様々な社会的要因が考えられることから、自殺防止のためには、関係機関・団体が連携し、社会的な取組を総合的に実施していくことが必要です。

#### (1) 自殺者の状況

図 17-1 自殺者数と死亡原因に占める割合（埼玉県 平成22年）



出典 厚生労働省「人口動態調査」

表 10 自殺者数の推移（埼玉県）

(人)

年度	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
22年	32	187	272	281	264	321	285	1,642
21年	38	188	277	293	343	314	267	1,720
20年	32	191	287	258	309	320	246	1,643
19年	32	200	246	256	312	278	261	1,585

出典 厚生労働省「人口動態調査」

## 8 家庭の教育と子育て

### 【現状と課題】

家庭教育は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど、全ての教育の出発点です。核家族化の進展や、共働き夫婦の増加、価値観の多様化などから、こうした家庭の教育力の低下が指摘されています。「子どもの教育やしつけに自信が持てない」、「子どもに基本的な生活習慣が身についていない」と考える保護者も少なくありません。

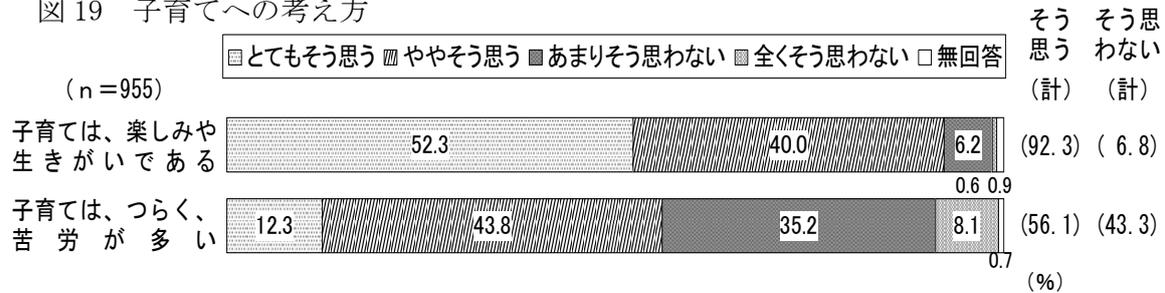
こうしたことから、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親になる学習の機会や相談体制を整えるなど、家庭の教育力が向上するよう支援していくことが必要です。

### (1) 子育ての考え方

「行動調査」における保護者に対する意識調査によると、「子育ては楽しみや生きがいである」との問いに対し「そう思う」との回答が92.3%となっています。

一方で、「子育ては、つらく、苦勞が多い」との問いに対しては、「そう思う」が56.1%、「そう思わない」が43.3%となっています。(図19)

図19 子育てへの考え方



※「そう思う」は、「とてもそう思う」と「ややそう思う」の合計。

「そう思わない」は「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計。

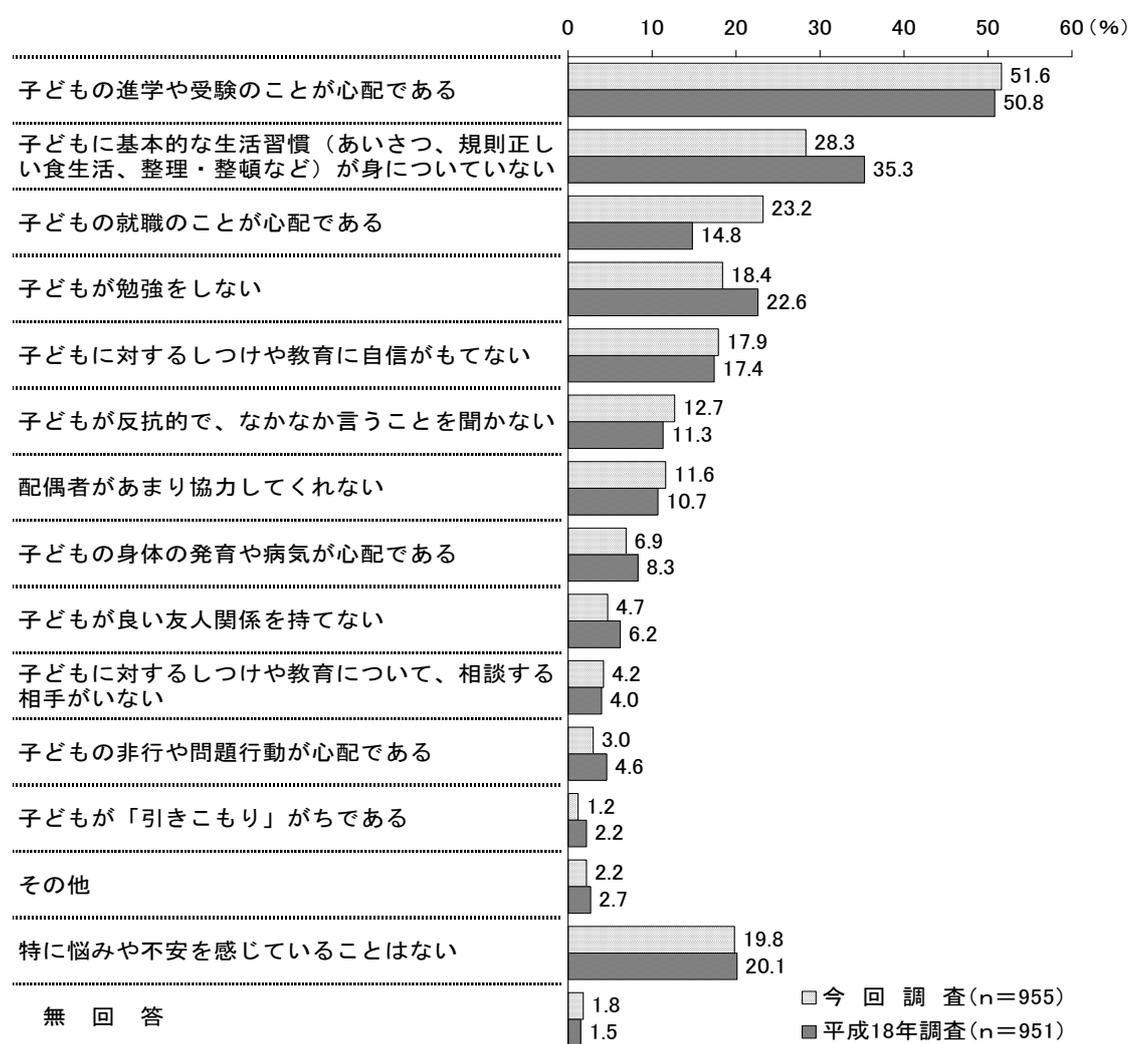
出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

## (2) 子育てのしつけや教育での保護者の悩み・不安

「行動調査」における保護者に対する意識調査によれば、子どもの教育やしつけで悩んだり、不安を感じていることを聞いたところ、「子どもに基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身についていない」ことに、約3割の保護者が悩みや不安を感じています。

また、「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」と、約2割の保護者が感じています。（図20）

図20 子育てのしつけや教育での保護者の悩み・不安



出典 平成23年度埼玉青少年の意識と行動調査

### (3) 子育てに関する夫婦の役割分担

「行動調査」における保護者に対する意識調査によれば、現在の家庭での子育てに関し、「しつけ」や「勉強をみる」、「一緒に遊ぶ」の3項目に関する夫と妻との役割分担について尋ねたところ、いずれも「妻の役割」との回答が多くなっています(図 21)。

男女別の回答を比較すると、子育てへの関わりに関する意識の違いがうかがわれます。(表 11)

図 21 子育てに関する役割分担

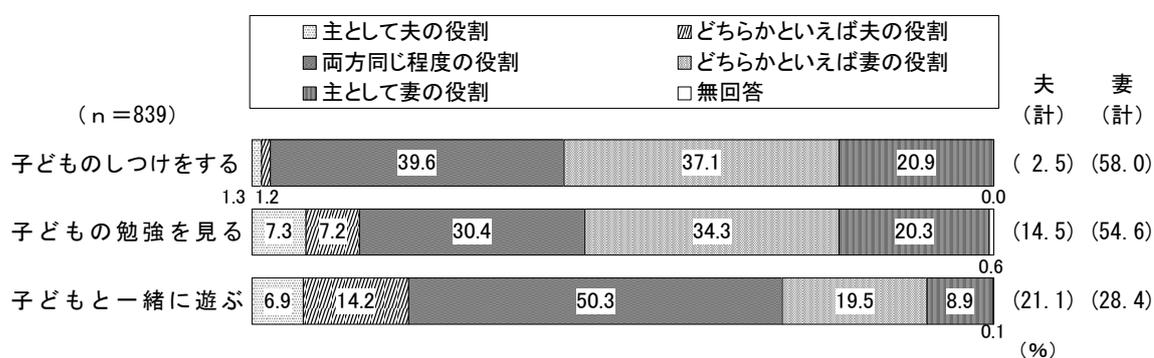


表 11 子育てに関する役割分担(男女別)

項目	回答	性別 (%)	
		男性	女性
子どものしつけをする	夫の役割	9.0	1.2
	妻の役割	37.2	62.2
	両方	53.8	36.7
子どもの勉強を教える	夫の役割	24.1	12.3
	妻の役割	29.0	60.0
	両方	46.9	27.0
子どもと一緒に遊ぶ	夫の役割	25.5	20.2
	妻の役割	11.8	32.0
	両方	62.1	47.8

出典 平成 23 年度埼玉青少年の意識と行動調査

## 9 学校と家庭・地域

### 【現状と課題】

青少年人口の減少や核家族化が進む中、地域住民同士の交流の減少や、人間関係の希薄化により、「地域で子どもを育てる」といった地域における教育の機能が低下していると指摘されています。

また、地域のつながりが薄れることにより、非行に対する抑止力が低下したり、地域における見守りの減少から、子どもへの犯罪増加の懸念が高まるなど、子育ての不安にもつながります。

直面する様々な教育や子育ての課題を解決するためには、県民一体となった教育や子育ての気運を醸成し、家庭・学校・地域が一体となって取り組むことが重要です。

また、地域の教育資源を学校に積極的に取り込むことにより、知・徳・体をバランスよく育てる学校教育の向上を図るとともに、地域の参画を得て、子どもの放課後の居場所づくりや見守り活動を行うことが必要です。

さらに、NPOをはじめ民間団体の活動を活性化し、地域で活躍する多様な担い手を育成していくことが必要です。

#### (1) 地域との関係

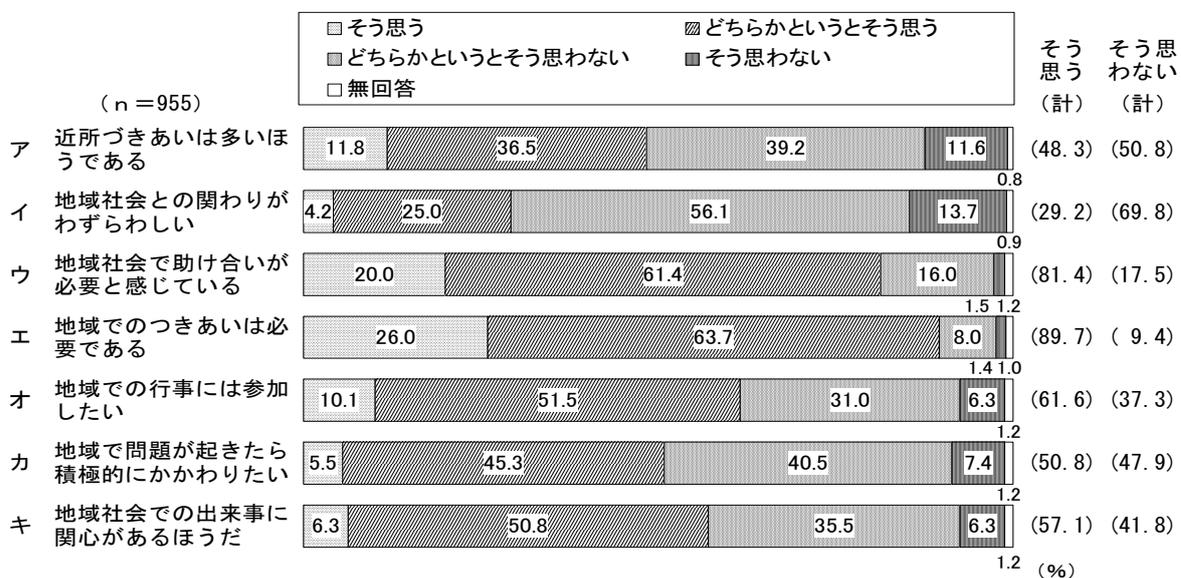
「行動調査」における保護者に対する意識調査によれば、子育てや教育の現状に対する問題意識について尋ねたところ、「地域社会と子どもたちのかわりが乏しいこと」と考える保護者が19.6%にのぼっています。

また「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっている」と、45.3%の保護者が感じています。(図3 前出13頁)

#### (2) 地域との関わり

「行動調査」における保護者に対する意識調査によれば、「地域社会で助け合いが必要と感じている」との回答が約8割に上る一方で、「地域で問題が起きたら積極的にかかわりたい」との回答は約5割となっています。(図22)

図 22 地域との関わり



出典 平成 23 年度埼玉青少年の意識と行動調査

# 第3章 プランの理念と基本目標

## 1 基本理念

次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかに発達・成長する社会をつくる

### (1) 県青少年健全育成条例及び子ども・若者育成支援推進法の趣旨

第2章でみたとおり、少子化の進行や経済のグローバル化、地域コミュニティの弱体化など、青少年を取り巻く情勢は大きな転換期にあり、多くの課題が生じています。また、様々な事情から社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年の問題は、深刻な状況にあります。

埼玉県青少年健全育成条例第2条では、「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする」と条例の基本理念を定めています。

また、平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法においては、子ども・若者の育成・支援にあたっては、すべての子ども・若者の最善の利益が尊重され、一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施することなどが求められています。

### (2) 埼玉県5か年計画における青少年の育成・支援の主な位置づけ

平成24年3月に策定された本県の総合計画である「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へ―」では、本県が目指すべき将来像を「安心を実感する埼玉」、「チャンスあふれる埼玉」、「生活を楽しむ埼玉」と示しています。

その上で、この将来像を実現するための本県の針路を「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」とし、この針路を進むために必要な戦略を掲げ、その一つを、「時代に応え未来を拓く人材育成」としています。

また、県政を5つの分野に整理したうちの、「人づくり・教育を高める分野」においては、「子どもを鍛え次代を担う人材を育成する」「誰もが力を発揮しいきいきと活躍する」を基本目標として掲げています。

### (3) 基本理念について

本プランにおける今後の青少年健全育成の取組や困難な事情を抱える青少年への支援については、「埼玉県5か年計画」及び条例・法の趣旨から、「次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかに発達・成長する社会をつくる」を基本理念として掲げて進めていくこととします。

## 2 基本目標

基本理念を実現し、青少年を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、本プランにおいては、以下の3つの基本目標を掲げて、青少年の健全育成・支援に取り組んでいきます。

### 基本目標

基本目標1 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援

基本目標2 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備

基本目標3 家庭・学校・地域が一体となった教育の推進

#### (1)「基本目標1 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援」

豊かな人間性や社会性を育むとともに、次代を担う青少年が高い志を持ち、夢や目標に向かって自らの可能性に果敢に挑戦できるよう応援します。

また、社会や時代の変化に対応するため、様々な課題に主体的に取り組み、解決する力を身に付けるとともに、郷土を愛する国際性豊かな人材を育成します。

あわせて、望ましい生活習慣の形成や体力を養い、心身の調和がとれた発達・成長を図ります。

#### (2)「基本目標2 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備」

健やかな発達・成長を妨げる有害な環境から青少年を守ります。

また、青少年が巻き込まれる犯罪や事故などをおこさない・おこさせない環境づくりを進めます。

様々な事情から社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年が、個人個人の発達段階や置かれた状況に応じて、社会に参加し自らの力を発揮できるよう支援します。

#### (3)「基本目標3 家庭・学校・地域が一体となった教育の推進」

子育て中の親や、これから親になる世代に対する取組を充実し、家庭の教育力を高めるとともに、子どもの健やかな発達・成長を支えるため子育て環境の充実を図ります。

また、家庭・地域の教育資源を積極的に学校に取り込み、知・徳・体（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）をバランスよく育てる学校教育の向上を図ります。

さらに、地域の住民や団体等の参画を促進し、家庭・学校・地域が一体となった教育を推進し、青少年が健やかに発達・成長する社会づくりを進めます。

# 第4章 プランの体系

基本 目標	推進項目	主な取組
I 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援	1 豊かな人間性や社会性を育むための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊かな人間性や社会性などを築く自然体験活動や社会体験活動の促進</li> <li>(2) 豊かな心を育む文化芸術活動・スポーツ活動の促進</li> <li>(3) 規範意識を高め、豊かな心を育む道德教育の推進</li> <li>(4) 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進</li> <li>(5) 勤労意識・職業観の醸成</li> <li>(6) 夢の発見・実現につながる機会の提供</li> </ul>
	2 社会の変化に対応できる人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) メディアリテラシー・情報モラル教育の促進</li> <li>(2) グローバル人材の育成</li> <li>(3) 成長産業に対応した産業人材の育成</li> <li>(4) 次世代ものづくり人材の育成</li> <li>(5) 社会的課題に対応する教育の推進</li> </ul>
	3 青少年の健やかな成長を支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 望ましい食習慣を形成させるための食育の推進</li> <li>(2) 健康・体力づくりの推進</li> <li>(3) 地域子育て支援拠点の整備など地域における子育て環境の向上</li> <li>(4) 保育所待機児童対策の推進と多様な保育サービス等の充実</li> <li>(5) 小児救急医療体制の強化</li> <li>(6) 健やかな成長を育む自然環境や都市公園等の整備</li> </ul>

基本 目標	推進項目	主な取組
Ⅱ 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備	1 青少年を取り巻く有害環境の健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年健全育成条例の取組の推進</li> <li>(2) インターネットなどメディア対策の推進</li> <li>(3) 薬物乱用対策の推進</li> <li>(4) 喫煙・飲酒防止対策等の推進</li> <li>(5) 官民連携による取組の推進</li> </ul>
	2 犯罪や災害等から青少年を守る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害防止対策の推進</li> <li>(2) 交通安全対策の推進</li> <li>(3) 児童虐待防止対策の推進</li> <li>(4) 災害安全教育の推進</li> <li>(5) 消費者被害等防止対策の推進</li> <li>(6) 子どもの権利救済・相談体制の整備</li> </ul>
	3 困難な事情を抱える(防止を含む)青少年への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非行防止・非行少年の立ち直り支援</li> <li>(2) ニートやひきこもりの若者への支援</li> <li>(3) 障害のある子ども・若者の社会参加・自立支援</li> <li>(4) 発達障害児・者支援の充実</li> <li>(5) いじめ、不登校、高校中退対策の推進</li> <li>(6) 貧困の問題を抱える子ども・若者などの支援</li> </ul>

基本 目標	推進項目	主な取組
Ⅲ 家庭・学校・地域が一体となった教育の推進	1 家庭における教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) より良い家庭環境づくりの気運の醸成</li> <li>(2) 親育ちを支援する学習機会等の提供</li> <li>(3) 地域子育て支援拠点の整備など地域における子育て環境の向上(再掲)</li> <li>(4) 保育所待機児童対策の推進と多様な保育サービス等の充実(再掲)</li> </ul>
	2 家庭・地域と連携した学校教育の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭・地域と連携した学校教育の推進</li> <li>(2) 学校の教育活動活性化と家庭や地域の教育力向上のための「学校応援団」の推進</li> <li>(3) 地域住民の参画による放課後の居場所や活動の場づくりの推進</li> <li>(4) 生きる力の基礎をはぐくむ幼児教育の推進と小学校育との円滑な接続</li> </ul>
	3 地域における教育力・健全育成活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域で子どもを育てる県民ムーブメントの醸成</li> <li>(2) 学校の教育活動活性化と家庭や地域の教育力向上のための「学校応援団」の推進(再掲)</li> <li>(3) 地域住民の参画による放課後の居場所や活動の場づくりの推進(再掲)</li> <li>(4) 地域における青少年健全育成活動の促進と担い手の育成</li> <li>(5) 市町村の青少年健全育成活動の支援</li> </ul>

## 第5章 プランの内容

### 基本目標1：明日の埼玉を担う青少年の育成・支援

基本目標1を実現するため、「1 豊かな人間性や社会性を育むための支援」、「2 社会の変化に対応できる人材育成の推進」、「3 青少年の健やかな成長を支える取組の推進」の3つの推進項目を掲げました。

また、基本目標1では、次のような達成目標を設定しました。

#### 基本目標1の達成目標

##### 児童・生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数

現状値 小学校72項目中62項目 中学校36項目中31項目 平成22年度	➡	目標値 72項目 36項目 平成28年度
---	---	-------------------------------

##### 人権啓発事業への参加者数

現状値 18,509人 平成22年度	➡	目標値 21,000人 平成28年度
-----------------------	---	-----------------------

##### 就業率

現状値 58.7% 平成22年	➡	目標値 60.0% 平成28年
--------------------	---	--------------------

##### 社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合

現状値 3.0% 平成22年度	➡	目標値 10.0% 平成28年度
--------------------	---	---------------------

##### 保育サービスを利用可能な児童数

現状値 97,473人 平成22年度末	➡	目標値 113,000人 平成28年度末
------------------------	---	-------------------------

##### 保育所待機児童数

現状値 1,186人 平成23年4月1日	➡	目標値 550人 平成29年4月1日
-------------------------	---	-----------------------

## 推進項目 1 : 豊かな人間性や社会性を育むための支援

### [推進内容]

青少年の規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むため、自然とのふれあい体験や社会参加活動、文化芸術やスポーツ活動など、様々な体験活動・社会参加を促進します。

また、勤労意識や職業観を醸成するため、発達段階に応じたキャリア教育\*を推進します。

さらに、夢や目標に向かって自らの可能性に挑戦するきっかけづくりとなる機会を提供し、活力ある豊かな社会の担い手となる青少年の健全育成に取り組みます。

### 主な取組

#### 豊かな人間性や社会性などを築く自然体験活動や社会体験活動の促進

- すべての小・中学生、高校生が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験など、発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども 70 万人体験活動\*」を推進します。【教育局】
- 青少年総合野外活動センター\*において、野外体験活動を実施するとともに、キャンプカウンセラーの養成に取り組みます。【県民生活部】
- 自然学習センター等の自然ふれあい施設において、自然とふれあうことができる体験講座などの充実に取り組みます。【環境部】
- げんきプラザ等における自然体験活動や集団宿泊活動を通じて、豊かな人間性をはぐくみます。【教育局】
- 社会福祉協議会と連携して、小・中・高校生に対するボランティア体験学習を促進します。【福祉部】
- 小・中学生を対象に、人と動物のふれあい教室などを開催し、動物を慈しむ心を育み、命の大切さや思いやりの心を醸成します。【保健医療部】
- 学校周辺の農地を活用し、農業体験活動を行う学校ファーム\*の充実を図ります。【農林部】
- 青少年育成埼玉県民会議\*等と連携し、青少年団体の社会貢献活動等を促進します。また、青少年が広い視野に立って物事を考える力や感受性などを養うため、国等の機関や青少年育成埼玉県民会議と連携して、少年の主張大会などに取り組みます。【県民生活部】

### 豊かな心を育む文化芸術活動・スポーツ活動の促進

- 多様な文化に触れることができるよう、子どもたちの文化活動への参加促進に取り組めます。【県民生活部】
- 市町村や関係スポーツ団体等と連携し、幅広い世代を対象としたスポーツ大会やイベント等を開催します。【教育局】

### 規範意識を高め、豊かな心を育む道徳教育の推進

- 系統的な道徳教材を作成するなど、小・中・高等学校において発達の段階に応じた道徳教育に取り組めます。【教育局】

### 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進

- 「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、「人権尊重社会をめざす県民運動」を推進し、各種啓発活動や、地域啓発指導者・企業人権担当者等を対象とした研修会などを実施します。【県民生活部】
- 児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな心や人権感覚を育むため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及します。  
【教育局】

### 勤労意識・職業観の醸成

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育\*を推進します。【教育局】
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を醸成します。  
企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ\*、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。【産業労働部・教育局】
- ものづくり体験教室の開催などにより、小学生など次世代を担う子どもたちが技能の現場に興味を持ち、その魅力に直接触れる機会を設けます。【産業労働部】
- 職業意識を高め、企業への理解を促進するため、大学生を対象とした県内企業におけるインターンシップの実施や、高校生を対象としたジョブシャドウイングプログラムなどを実施します。【産業労働部】

※ジョブシャドウイングプログラムとは、青少年が企業などで働く人に、影（シャドウ）のように付き添うプログラム。インターンシップとは異なり、仕事を行うのではなく、働く人を観察し、「職業観」「勤労観」を養う。

## 夢の発見・実現につながる機会の提供

- 各分野で活躍する本県ゆかりのプロフェッショナルによる学びと体験の教室を開催するなど、夢や目標の発見につながる機会の提供に取り組みます。【県民生活部】
- サッカーを通じた青少年の健全育成と国際交流等を図るため、埼玉国際ジュニアサッカー大会\*を開催します。【県民生活部】
- 次代のスポーツ界を担う若い人材の発掘・育成に取り組みます。また、本県に本拠地を置くトップチームや本県ゆかりのトップアスリート等との交流を進めます。  
【教育局】
- 世界を舞台に活躍できるグローバル人材を育成するため、高校生・大学生等の海外留学を支援します。  
また、帰国した奨学生が実社会で活躍できるよう、必要なキャリアアップ支援を行います。【県民生活部・教育局】

## 推進項目 2 : 社会の変化に対応できる人材育成の推進

### [推進内容]

情報化・グローバル化などが急速に進む社会の変化に対応するため、情報を正しく活用する力や様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決する力を育成します。

また、環境・エネルギー、医療・福祉、情報通信など今後の成長産業に対応できる人材を育成します。

さらに、我が国と郷土を愛するとともに、多様な文化や価値観を認め合いながら、世界を視野に入れて活動していくグローバル人材を育成します。

### 主な取組

#### メディアリテラシー・情報モラル教育の促進

- 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。【教育局】
- 小学校へのネットアドバイザー<sup>※</sup>の派遣などを通じ、小学生の保護者等に対し、携帯電話の危険性や保護者の役割について啓発に取り組みます。【県民生活部】

#### グローバル人材の育成

- 世界を舞台に活躍できるグローバル人材を育成するため、高校生・大学生等の海外留学を支援します。  
また、帰国した奨学生が実社会で活躍できるよう、必要なキャリアアップ支援を行います。【県民生活部・教育局】（再掲）
- 大学生等の県内企業の海外拠点等でのインターンシップを促進します。  
【産業労働部】
- 型にはまらず様々なことにチャレンジする「埼玉から世界に羽ばたく人材」を育成するため、高校生等に対し、世界の第一線で活躍する企業や団体の講師による講演会などを実施します。【県民生活部】
- 姉妹友好州省<sup>※</sup>との友好親善の礎となる人材を、奨学生として派遣します。  
【県民生活部】

### 成長産業に対応した産業人材の育成

- 時代のニーズに対応した次世代自動車や太陽光発電などの環境・エネルギー分野の職業訓練を実施します。  
また、高齢化の進展に伴い、労働力需要が高まっている介護分野の人材育成のための職業訓練を実施します。【産業労働部】

### 次世代ものづくり人材の育成

- 高等技術専門学校<sup>※</sup>において、高校卒業者等の若年者を中心に、本県のものづくり産業の発展を支える人材を育成します。【産業労働部】
- 企業・団体・学校等と連携しながら、ものづくり技能に関する展示などを行い、技能尊重の気運を高めます。【産業労働部】
- ものづくり体験教室の開催などにより、小学生など次世代を担う子どもたちが技能の現場に興味を持ち、その魅力に直接触れる機会を設けます。【産業労働部】  
(再掲)

### 社会的課題に対応する教育の推進

- 環境科学国際センターにおいて、環境問題の理解を促進するため、体験学習や各種講座などを実施します。【環境部】
- 児童・生徒への環境学習の充実を図るため、環境学習応援隊の派遣や子どもエコクラブ活動<sup>※</sup>を推進します。【環境部】
- 学校等で消費生活講座を開催し、消費生活に関する知識を身に付けることにより、若年者被害の未然防止を図ります。【県民生活部・教育局】
- 埼玉県生活科学センター<sup>※</sup>において、消費生活について楽しく、分かりやすく学べる場として、参加体験型の展示などを行います。【県民生活部】

## 推進項目 3 : 青少年の健やかな成長を支える取組の推進

### 【推進内容】

食育を通じた食習慣の形成など、望ましい生活習慣を身に付けることや、スポーツへの参加を通じた健康・体力づくりを促進します。

また、健やかな発達・成長を支えるため、地域の子育て支援拠点の整備や保育所待機児童対策の推進、小児救急医療体制の充実などを図ります。

さらに、青少年のスポーツ活動の場や自然に触れ合う機会を提供するため、都市公園等の整備や自然公園、河川などの水辺空間、森林の保全・整備を進めます。

### 主な取組

#### 望ましい食習慣を形成させるための食育の推進

- 子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭・地域とも連携して、学校における食育の指導体制の充実に取り組みます。【教育局】
- 食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めることを目指し、「埼玉県食育推進計画」により、県民が一体となった食育に取り組みます。【保健医療部】

#### 健康・体力づくりの推進

- 子育てに忙しい世代に対するスポーツ参加を促すため、親子で行う運動やスポーツの普及と推奨に努めます。【教育局】
- 総合型地域スポーツクラブが、県民の継続的なスポーツ活動の場として地域に根差すよう、運営を支援します。また、スポーツのすそ野の拡大と子どものスポーツ機会の充実、青少年の健全育成を図るため、県体育協会等と連携し、スポーツ少年団の活動を支援します。【教育局】
- 思春期等における健康への悩みを解決するため、健康教育、健康相談の体制を充実します。【保健医療部】

#### 地域子育て支援拠点の整備など地域における子育て環境の向上

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の管理者や職員に対して研修を実施し、運営の質の向上を図ります。【福祉部】

- 子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリーサポートセンターのスタッフ向けの研修を各市町村において実施し、コーディネートや会員交流などのノウハウの習得を支援します。【福祉部】

### **保育所待機児童対策の推進と多様な保育サービス等の充実**

- 保育所の待機児童対策を引き続き進めるため、市町村のニーズ等を踏まえ、保育サービスの受け入れ枠を拡大します。【福祉部】
- 就労形態の多様化に対応するための延長保育や休日保育を促進します。また、保護者の病気などに対応するため、子どもを一時的に預かるサービスを拡充するなど、多様なニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供を支援します。【福祉部】
- 企業等が従業員のために設置する保育所の整備などに係る補助を実施し、子育て中の女性が働き続けられる環境づくりと待機児童対策を推進します。  
特に、コスト面などで単独設置が困難な中小企業等による共同設置を支援します。  
【産業労働部】
- 幼稚園での預かり保育の充実に努めます。【総務部】
- 放課後児童クラブ※について、すべての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】

### **小児救急医療体制の強化**

- 小児医療センターや大学病院等の小児科医師を県内の小児救急医療機関の当直医として派遣し、小児救急医療体制の充実と二次救急輪番の空白日の解消を図ります。  
【保健医療部】
- 小児救急電話相談の充実や子どもの救急ミニガイドブックの配布等により、保護者の不安の解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会をとらえて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。  
【保健医療部】

### **健やかな成長を育む自然環境や都市公園等の整備**

- 県民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションなどの憩いの場として活用できる安全でゆとりのある県営公園の整備を進めます。  
【都市整備部】
- 都市部の緑の保全・創出を県民ムーブメントとして拡大していくため、彩の国みどりのサポーターズクラブ※の普及など、県民、NPO、事業者などの自主的な活動を支援します。【環境部】
- 県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」※を実現するため、地域に親しまれる水辺環境の整備に取り組みます。【県土整備部】

## 基本目標 2 : 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備

基本目標 2 を実現するため、「1 青少年を取り巻く有害環境の健全化」、「2 犯罪や災害等から青少年を守る取組の推進」、「3 困難な事情を抱える（防止を含む）青少年への支援」の 3 つの推進項目を掲げました。

また、基本目標 2 では、次のような達成目標を設定しました。

### 基本目標 2 の達成目標

#### 犯罪発生件数（人口千人当たり）

現状値 14.8 件  
平成 22 年



目標値 12.8 件  
平成 28 年

#### 交通事故死者数

現状値 198 人  
平成 22 年



目標値 120 人  
平成 28 年

#### 児童虐待相談のうち助言・指導により解決した割合

現状値 60%  
平成 22 年度



目標値 70%  
平成 28 年度

#### 特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち、実現した割合

現状値 70%  
平成 22 年度



目標値 90%  
平成 28 年度

#### 民間企業の障害者雇用率

現状値 1.51%  
平成 23 年



目標値 1.85%  
平成 28 年

#### 不登校（年間 30 日以上）児童・生徒数

現状値 小学校 1,014 人  
中学校 5,031 人  
平成 22 年度



目標値 小学校 950 人以下  
中学校 4,500 人以下  
平成 28 年度

#### 公立高校 1 年生の中途退学率及び中途退学者数

現状値 率 3.4%  
数 1,261 人  
平成 22 年度



目標値 率 2.7%  
数 1,000 人以下  
平成 28 年度

## 推進項目 1 : 青少年を取り巻く有害環境の健全化

### [推進内容]

青少年を取り巻く有害環境の健全化を図るため、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対策を進めるとともに、薬物乱用・喫煙・飲酒などの防止に、県民ぐるみで取り組みます。

### 主な取組

#### 青少年健全育成条例の取組の推進

- 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底します。【県民生活部】
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやインターネットカフェ、携帯電話販売店などへの立ち入り調査や指導等に取り組みます。【県民生活部】

#### インターネットなどメディア対策の推進

- サイバーパトロールの実施やネット防犯パトロールボランティアからの通報などにより、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。【警察本部】
- フィルタリング※サービスの活用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。【県民生活部】
- 小学校へのネットアドバイザー※の派遣などを通じ、小学生の保護者等に対し、携帯電話の危険性や保護者の役割について啓発に取り組みます。【県民生活部】  
(再掲)
- ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携するとともに、教職員へ研修の実施や、保護者、児童生徒への啓発を行います。【教育局】

#### 薬物乱用対策の推進

- 若者を中心とした薬物乱用防止の啓発や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。  
また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や違法ドラッグ※に係るインターネット監視など、規制薬物などの取締りを徹底します。【保健医療部】

- 薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。  
【教育局】

#### **喫煙・飲酒防止対策等の推進**

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、未成年の喫煙・飲酒対策に取り組みます。【県民生活部】

#### **官民連携による取組の推進**

- 青少年育成埼玉県民会議\*と連携して、青少年育成推進員\*などによる地域における巡視活動などに取り組みます。【県民生活部】
- 関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、県と業界団体の連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。【県民生活部】

## 推進項目 2 : 犯罪や災害等から青少年を守る取組の推進

### [推進内容]

家庭・学校・地域・行政・警察・民間団体が一体となって、青少年の犯罪被害や悲惨な交通事故、災害等に巻き込まれないための取組を進めます。

また、児童虐待を未然に防止するため、子育て家庭が地域で孤立しないよう、相談や交流が出来る場を整備するとともに、早期に発見・対応できる体制の充実を図ります。

### 主な取組

#### 犯罪被害防止対策の推進

- 学校・家庭・地域が連携した防犯教室等を実施し、児童・生徒の防犯意識の向上を図ります。【教育局】
- 児童・生徒の登下校の見守りなど、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで学校安全に取り組みます【教育局・警察本部】
- 防犯カメラの設置や防犯情報発信システムの整備など、市町村の行う子どもの安全・安心に関する事業を支援します。【県民生活部】
- 警察本部と教育委員会が連携し、犯罪から子どもを守るため、防犯情報や事件情報等の発信を行います。【警察本部】

#### 交通安全対策の推進

- 県・警察本部・教育委員会・関係機関・団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組みます。【県民生活部・教育局・警察本部】
- 交通安全教室の実施などを通じて、自転車の交通事故の防止とマナーアップに取り組みます。【教育局・警察本部】

#### 児童虐待防止対策の推進

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の管理者や職員に対して研修を実施し、運営の質の向上を図ります。【福祉部】(再掲)
- 啓発リーフレットの配布やオレンジリボン<sup>®</sup>の活用により、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施します。【福祉部】
- 学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止教育を推進します。【教育局】

- 24時間いつでも児童虐待通報に応じられるように、夜間や休日において県内全域をカバーする電話受付窓口を運営し、緊急の対応が必要な場合には、管轄の児童相談所が地域の児童福祉関係機関と連携し、速やかに対応します。【福祉部】
- 虐待により心に傷を負った児童のケアを重点的に行うため、一時保護所に心理担当職員を配置するとともに、児童精神科医が診断や指導を実施します。【福祉部】
- 虐待（再発）防止のため、児童相談所の心理・家族支援担当の機能を強化します。また、「家族支援プログラム」を用いて、虐待などにより施設に入所した児童を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】

### **災害安全教育の推進**

- 学校における避難訓練を計画的に実施し、児童生徒の危機対応能力の基礎を培います。また、危機管理マニュアルの充実や教職員を対象とした研修を充実します。  
【教育局】
- 危機管理・防災に関する教材を作成し、実践的な危機管理・防災教育に取り組みます。【危機管理防災部】

### **消費者被害等防止対策の推進**

- 学校等で消費生活講座を開催し、消費生活に関する知識を身に付けることにより、若年者被害の未然防止を図ります。【県民生活部・教育局】（再掲）
- 埼玉県生活科学センター\*において、消費生活について楽しく、分かりやすく学べる場として、参加体験型の展示を行います。【県民生活部】（再掲）

### **子どもの権利救済・相談体制の整備**

- いじめや体罰などの子どもの権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子どもの気持ちを最優先に考えて相談に応じます。【福祉部】
- 子どもの権利侵害の問題を解決するため、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】

## 推進項目 3 : 困難な事情を抱える（防止を含む）青少年への支援

### 〔推進項目〕

非行の問題を抱える青少年や、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営むことが困難な者、障害のある子どもや若者、経済的困窮など困難な事情を抱える青少年に対して、一人一人の発達段階やその置かれた状況に応じた専門的支援の充実を図ります。

また、こうした若者が抱える問題は、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、教育・保健・福祉・医療・矯正・更生保護・雇用など様々な機関の連携強化を図り、総合的な支援に取り組めます。

### 主な取組

#### 非行防止・非行少年の立ち直り支援

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議\*などと連携した普及啓発活動や、国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組めます。【県民生活部】
- 市町村等が取り組んでいる非行防止パトロール活動を積極的に支援するなど、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。【県民生活部】
- 学校、警察などによる非行防止のためのネットワークづくりなど、地域の関係機関が連携して非行防止に取り組めます。【教育局】
- 生徒の非行が深刻化している学校からの要請に基づきスクール・サポーター\*\*を派遣し、学校の正常化を図るための支援活動に取り組めます。【警察本部】
- 警察職員による児童・生徒を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。  
【教育局・警察本部】
- 少年の非行防止や、少年が非行に巻き込まれるのを防止するため、少年警察ボランティアと連携して街頭補導活動などの非行防止活動に取り組めます。【警察本部】
- 少年非行など問題行動を抱える少年やその保護者に対して、継続相談や社会参加活動等による立ち直り支援活動に取り組めます。【警察本部】
- 関係機関やNPOなどの民間団体と連携して、非行少年やその保護者などの相談に応じるなど、非行少年等の立ち直りを支援します。【県民生活部】

### **ニートやひきこもりの若者への支援**

- 若者自立支援センター埼玉\*におけるキャリアカウンセリングやグループワーク及びセミナーなどにより、若年無業者（ニート）が自立できるよう支援し、就業支援施設などにつなげていきます。また、ヤングキャリアセンター埼玉\*におけるキャリアカウンセリング、職業紹介及びセミナーなどにより、就職活動の支援を行っていきます。  
【産業労働部】
- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育\*を推進します。【教育局】（再掲）
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を醸成します。  
企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ\*、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。【産業労働部・教育局】（再掲）
- 精神保健福祉センターや保健所に、ひきこもりの問題を抱える本人やその家族を対象とした相談窓口を設置するとともに、関係機関や団体等と連携したひきこもり対策を推進します。【保健医療部】

### **障害のある子ども・若者の社会参加・自立支援**

- 各市町村との連携のもと、学校に障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ支援籍\*を普及し、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。【教育局】
- 各学校において、発達障害を含む障害のある子どもに一貫した支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成など、体制整備に取り組みます。特別支援学校においては、小・中学校等への支援のためのセンター的機能の充実を図ります。【教育局】
- 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を推進します。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。【福祉部】
- 障害のある生徒の社会参加と自立を実現するため、関係機関や企業と連携しながら、特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実や就労支援を進めます。【教育局】
- 障害者の受け入れが可能な企業を積極的に開拓し、就業率の向上に努めます。  
障害者就業・生活支援センターや市町村の障害者就労支援センターなどと連携し、就業相談や生活支援、就職後の定着支援などを行います。【産業労働部】

### **発達障害児・者支援の充実**

- 発達障害\*の特性と必要な配慮について理解を促す啓発を推進します。【福祉部】
- 発達障害の早期発見・早期支援を担う人材を育成します。また発達障害の医療・療育の専門職を対象にした研修を充実します。【福祉部】

- 中核発達支援センター※の整備など診療と療育体制の充実を図ります。【福祉部】
- 発達障害児・者が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」を普及します。  
【福祉部】
- 発達障害者支援センター※において、発達障害者やその家族等に対する発達や就労などに関する専門的相談・助言を行います。  
また、関係機関に対する普及啓発や研修などを充実します。【福祉部】
- 各学校において、発達障害を含む障害のある子どもに一貫した支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成など、体制整備に取り組みます。特別支援学校においては、小・中学校等への支援のためのセンター的機能の充実を図ります。【教育局】（再掲）

### **いじめ・不登校・高校中退対策の推進**

- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。【教育局】
- 教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応に努めます。【教育局】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援等により、教育相談活動を推進します。【教育局】
- 中学校一年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取り組みを推進します。【教育局】
- 高等学校への適応能力や人間関係づくりの向上を目的とした社会体験活動を実施するなど、生徒に自立する力を身に付けさせる取組を推進します。【教育局】

### **貧困の問題を抱える子ども・若者などの支援**

- 【貧困の問題を抱える子ども・若者の支援】
- 若者自立支援センター埼玉※におけるキャリアカウンセリングやグループワーク及びセミナーなどにより、若年無業者（ニート）が自立できるよう支援し、就業支援施設などにつなげていきます。また、ヤングキャリアセンター埼玉※におけるキャリアカウンセリング、職業紹介及びセミナーなどにより、就職活動の支援を行っていきます。  
【産業労働部】（再掲）
- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金を貸与し、その修学を支援します。【教育局】
- 生活保護世帯の中学生に対し、将来の自立に向けて、学習教室の開催等を通じ高校進学を支援します。【福祉部】

**【若者の自殺防止対策の推進】**

- 県自殺対策推進ガイドラインに基づき、NPO 法人などの活動への支援や相談体制の充実を図るなど、自殺対策を進めます。**【保健医療部】**

**【外国人児童生徒の日本語学習や就学に対する支援】**

- 帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。**【教育局】**

## 基本目標3：家庭・学校・地域が一体となった教育の推進

基本目標3を実現するため、「1 家庭における教育力の向上」「2 家庭・地域と連携した学校教育の向上」「3 地域における教育力・健全育成活動の充実」の3つの推進項目を掲げました。

また、基本目標3では、次のような達成目標を設定しました。

### 基本目標3の達成目標

#### 「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度

現状値	小学校3年生	94.1%	➡	目標値	95.0%
	小学校6年生	95.0%		目標値	95.0%
	中学校3年生	92.4%		目標値	95.0%
平成22年度				平成28年度	

#### 児童・生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数（再掲）

現状値	小学校72項目中62項目	➡	目標値	72項目
	中学校36項目中31項目		目標値	36項目
平成22年度			平成28年度	

#### 体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童・生徒の割合

現状値	小学校	79.3%	➡	目標値	80.0%
	中学校	83.9%		目標値	85.0%
	全日制高校	87.4%		目標値	90.0%
平成23年度				平成28年度	

#### 保育サービスを利用可能な児童数（再掲）

現状値	97,473人	➡	目標値	113,000人
平成22年度末			平成28年度末	

#### 保育所待機児童数（再掲）

現状値	1,186人	➡	目標値	550人
平成23年4月1日			平成29年4月1日	

#### 小・中学校における学校応援団の年間活動回数

現状値	175回	➡	目標値	210回
平成22年度			平成28年度	

## 推進項目 1 : 家庭における教育力の向上

### 【推進内容】

子育て中の親やこれから親になる世代に対して、親としての力を高めるため、「親の学習<sup>\*</sup>」を推進するとともに、家庭教育に関する学習機会の提供を充実します。

さらに、身近な場所で、子育てに関する交流や相談ができる場を確保するとともに、保育所待機児童対策や多様な保育サービスの提供など、子育て環境の充実を図ります。

### 主な取組

#### より良い家庭環境づくりの気運の醸成

- 家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりをすすめるため、「家庭の日<sup>\*</sup>」の普及をすすめます。【県民生活部】
- 関係機関や民間施設などの協力を得て、家族のふれあいづくりを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図ります。【県民生活部】
- 優良図書の普及や、子ども読書支援センターの活動などにより、親子で読書に親しむ機会の充実に取り組みます。【県民生活部・教育局】
- 家庭生活において、性別による固定的役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。  
【県民生活部】

#### 親育ちを支援する学習機会等の提供

- 中学生、高校生を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習」の指導者を養成します。【教育局】
- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。【総務部・福祉部】

#### 地域子育て支援拠点の整備など地域における子育て環境の向上（再掲）

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の管理者や職員に対して研修を実施し、運営の質の向上を図ります。【福祉部】（再掲）
- 子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリーサポートセンターのスタッフ向けの研修を各市町村において実施し、コーディネートや会員交流などのノウハウの習得を支援します。【福祉部】（再掲）

## 保育所待機児童対策の推進と多様な保育サービス等の充実（再掲）

- 保育所の待機児童対策を引き続き進めるため、市町村のニーズ等を踏まえ、保育サービスの受け入れ枠を拡大します。【福祉部】（再掲）
  
- 就労形態の多様化に対応するための延長保育や休日保育を促進します。また、保護者の病気などに対応するため、子どもを一時的に預かるサービスを拡充するなど、多様なニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供を支援します。【福祉部】（再掲）
  
- 企業等が従業員のために設置する保育所の整備などに係る補助を実施し、子育て中の女性が働き続けられる環境づくりと待機児童対策を推進します。  
特に、コスト面などで単独設置が困難な中小企業等による共同設置を支援します。  
【産業労働部】（再掲）
  
- 幼稚園での預かり保育の充実に努めます。【総務部】（再掲）
  
- 放課後児童クラブについて、すべての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】（再掲）

## 推進項目 2 : 家庭・地域と連携した学校教育の向上

### [推進内容]

家庭・地域の教育資源を学校に取り込み、知・徳・体（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）をバランスよく育てる学校教育の向上を図ります。

また、幼稚園・保育所と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育に取り組みます。

### 主な取組

#### 家庭・地域と連携した学校教育の推進

- 全県立学校で実施している学校関係者評価と、第三者評価により、学校の教育活動や学校運営のさらなる改善・充実に取り組みます。  
小・中学校についても、すべての学校において学校関係者評価が実施されており、その結果が公表されるよう市町村に働きかけます。【教育局】
- 家庭・地域との連携により、学校体育活動や運動部活動の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。【教育局】
- 家庭や地域の関係機関と連携を図った学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を醸成します。  
企業や施設などにおける職場体験やインターンシップ※、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。【産業労働部・教育局】（再掲）

#### 学校の教育活動活性化と家庭や地域の教育力向上のための「学校応援団」の推進

- 学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を支援します。【教育局】
- 小・中学校における「学校応援団」の活動内容の充実を図ります。【教育局】

#### 地域住民の参画による放課後の居場所や活動の場づくりの推進

- 小学校の余裕教室などを活用した子どもたちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た子どもたちの活動を支援します。【教育局】
- 放課後児童クラブ※について、すべての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】（再掲）

### **生きる力の基礎をはぐくむ幼児教育の推進と小学校教育との円滑な接続**

- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の内容の定着を図り、幼稚園・保育所などにおいて、家庭と連携・協力し「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育を推進します。

【総務部・福祉部・教育局】

- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園教員や保育士と小学校教員との相互交流や合同研修会を行うとともに、幼児と児童の様々な交流活動などを推進します。

【総務部・福祉部・教育局】

## 推進項目 3 : 地域における教育力・健全育成活動の充実

### [推進内容]

子育てや教育に対する県民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域・NPO・企業などが連携して取り組むことができるよう県民運動を展開し、「地域で子どもを育てる」気運の醸成を図ります。

家庭・学校・地域が一体となって「学校応援団」を推進するとともに、地域の参画を得て、放課後や週末などにおける子どもたちの学習・体験活動の機会の充実を図ります。

市町村における青少年の健全育成の取組並びに市町村民会議及び青少年団体等の活動の促進を図ります。

### 主な取組

#### 地域で子どもを育てる県民ムーブメントの醸成

- 地域や企業と協力しながら、子育て家庭優待制度などについて、より利用しやすくなるよう拡充を図ります。【福祉部】
- 「彩の国教育の日※」(11月1日)及び「彩の国教育週間」(11月1日～7日)における学校公開や、社会教育施設における講演・体験講座などの取組を通じて、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。【教育局】
- 大学やNPO、青年会議所等が連携して取り組む「子ども大学」を実施するなど、子どもの学ぶ力や生きる力の向上と地域で子どもを育てる仕組みづくりを推進します。【教育局】
- 子どもたちとボランティア団体等をつなぐなど、地域で子どもを育てる仕組みづくりに取り組みます。【県民生活部】

#### 学校の教育活動活性化と家庭や地域の教育力向上のための「学校応援団」の推進

- 学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を支援します。【教育局】(再掲)
- 小・中学校における「学校応援団」の活動内容の充実を図ります。【教育局】(再掲)

#### 地域住民の参画による放課後の居場所や活動の場づくりの推進

- 小学校の余裕教室などを活用した子どもたちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た子どもたちの活動を支援します。【教育局】(再掲)
- 放課後児童クラブについて、すべての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】(再掲)

### **地域における青少年健全育成活動の促進と担い手の育成**

- 県と一体となって青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議\*の活動の支援に取り組みます。【県民生活部】
- 県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。【県民生活部】
- 青少年育成埼玉県民会議と連携して、青少年団体の社会貢献活動等を促進します。  
【県民生活部】
- 青少年相談員\*を委嘱し、地域における青少年健全育成のための青年ボランティアとして育成・支援します【県民生活部】
- NPOなどの民間団体との連携・協力を通じて、地域の青少年健全育成活動等の多様な担い手の育成に取り組みます。【県民生活部】

### **市町村の青少年健全育成活動の支援**

- 市町村や市町村と連携した地域団体などが実施する青少年健全育成や非行防止の取組を支援します。【県民生活部】
- 青少年育成埼玉県民会議と連携して、市町村民会議が取り組む青少年健全育成や非行防止などの取組を支援します。【県民生活部】

## 参考資料

1	達成目標一覧	72
2	埼玉青少年の意識と行動調査の概要	74
3	埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年条例第 28 号）	75
4	子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）	87
5	用語の説明	93

## 1 達成目標一覧

達成目標名	現状値	目標値	達成目標の定義
基本目標 1 関係（明日の埼玉を担う青少年の育成・支援）			
児童・生徒の 8 割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数	○小学校 72 項目中 62 項目 ○中学校 36 項目中 31 項目 (22 年度)	○小学校 72 項目 ○中学校 36 項目 (28 年度)	県内全小・中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童・生徒の 8 割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数。各学年でそれぞれ 12 の達成すべき項目を設定。
人権啓発事業への参加者数	18,509 人 (22 年度)	21,000 人 (28 年度)	人権尊重社会をめざす県民運動における各種事業や市町村・企業への講師派遣研修会などへの参加者数
就業率	58.7% (22 年)	60.0% (28 年)	本県における 15 歳以上の人口に占める就業している人の割合。
社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合	3.0% (22 年度)	10.0% (28 年度)	社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合。
保育サービスを利用可能な児童数	97,473 人 (22 年度末)	113,000 人 (28 年度末)	保育所、家庭保育室、企業内保育所、特定保育、幼稚園預かり保育などを利用可能な児童の数。
保育所待機児童数	1,186 人 (23 年 4 月 1 日)	550 人 (29 年 4 月 1 日)	保育所の入所待機児童の数。
基本目標 2 関係（青少年が安心・安全に生活できる環境の整備）			
犯罪発生件数 (人口千人当たり)	14.8 件 (22 年)	12.8 件 (28 年)	県内で 1 年間（1 月～12 月）に発生した人口千人当たりの刑法犯罪の件数。
交通事故死者数	198 人 (22 年)	120 人 (28 年)	県内で 1 年間（1 月～12 月）に発生した交通事故による死者数（事故後 24 時間以内）。
児童虐待相談のうち助言・指導により解決した割合	60% (22 年度)	70% (28 年度)	児童相談所及び市町村がそれぞれ受け付けた児童虐待相談のうち、早期に解決することができた件数の割合。
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち、実現した割合	70% (22 年度)	90% (28 年度)	県立特別支援学校高等部の生徒のうち、1 年次に一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む）。
民間企業の障害者雇用率	1.51% (23 年)	1.85% (28 年)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、常用労働者 56 人以上の民間企業における障害者の雇用率。

達成目標名	現状値	目標値	達成目標の定義
不登校（年間 30 日以上）児童・生徒数	○小学校 1,014 人 ○中学校 5,031 人 (22 年度)	○小学校 950 人以下 ○中学校 4,500 人以下 (28 年度)	1 年度内に 30 日以上欠席した公立小・中学校の児童・生徒数。病気や経済的理由によるものを除く。
公立高校 1 年生の中途退学率及び中途退学者数	率 3.4% 数 1,261 人 (22 年度)	率 2.7% 数 1,000 人 以下 (28 年度)	公立高校（全日制・定時制）の 1 年生の中途退学率及び中途退学者数。
基本目標 3 関係（家庭・学校・地域が一体となった教育の推進）			
「教育に関する三つの達成目標」における基礎学力定着度	小学校 3 年生 94.1% 小学校 6 年生 95.0% 中学校 3 年生 92.4% (22 年度)	小学校 3 年生 95.0% 小学校 6 年生 95.0% 中学校 3 年生 95.0% (28 年度)	県内全小・中学生を対象に実施する「読む・書く」「計算」のペーパーテストの平均正答率。
児童・生徒の 8 割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数（再掲）	小学校 72 項目中 62 項目 中学校 36 項目中 31 項目 (22 年度)	小学校 72 項目 中学校 36 項目 (28 年度)	県内全小・中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童・生徒の 8 割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数。各学年でそれぞれ 12 の達成すべき項目を設定。
体カテストの 5 段階絶対評価で上位 3 段階の児童・生徒の割合	小学校 79.3% 中学校 83.9% 全日制高校 87.4% (23 年度)	小学校 80.0% 中学校 85.0% 全日制高校 90.0% (28 年度)	各学校で実施している体カテストの各種目ごとの記録を得点化し、その合計を 5 段階絶対評価した上位 3 段階に入る児童・生徒の割合。
保育サービスを利用可能な児童数（再掲）	97,473 人 (22 年度末)	113,000 人 (28 年度末)	保育所、家庭保育室、企業内保育所、特定保育、幼稚園預かり保育などを利用可能な児童の数。
保育所待機児童数（再掲）	1,186 人 (23 年 4 月 1 日)	550 人 (29 年 4 月 1 日)	保育所の入所待機児童の数。
小・中学校における学校応援団の年間活動回数	175 回 (22 年度)	210 回 (28 年度)	小・中学校における学校応援団の 1 枚当たりの年間平均活動回数。

## 2 埼玉青少年の意識と行動調査の概要

### 1 調査の目的

現在の青少年の意識と行動の変化を把握するとともに「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき策定する「青少年健全育成推進プラン」の基礎資料とする。

### 2 調査設計・回収結果

	①10歳～14歳	②15歳～30歳	③保護者
調査対象者	満10歳～14歳までの 県内在住の男女	満15歳～30歳までの 県内在住の男女	①の対象者の保護者
標本数	1,200	1,200	1,200
標本抽出	住民基本台帳からの層化二段無作為抽出 県内を10の地域に区分し、各地域の人口に応じて60地点を設置し、1地点あたり20標本を無作為に抽出した。		
調査方法	郵送配布－訪問回収法		
調査期間	平成23年7月22日（金）～8月14日（日）		
有効回収数	954	818	955
有効回収率	79.5%	68.2%	79.6%

### 3 調査項目

①満10歳～14歳	②満15歳～30歳	③保護者
1) 家庭や家族のことについて	1) 家庭や家族のことについて	1) 家庭や家族のことについて
2) 家庭生活やおけいごとについて	2) 学校生活などについて	2) 子育ての方針や悩みについて
3) 価値観について	3) 職場や職業について	3) 人生観や性別役割観について
4) 将来の希望について	4) 価値観について	4) 学校や地域との関わりについて
5) 余暇や友人関係について	5) 将来の希望について	5) 青少年の健全育成について
6) 悩みごとなどについて	6) 余暇や友人関係について	
7) 青少年の非行などについて	7) 悩みごとなどについて	
8) 恋愛や結婚観について	8) 青少年の非行などについて	
9) 地域・地域活動について	9) 恋愛や結婚観について	
10) 社会一般のことについて	10) 地域・地域活動について	
	11) 社会一般のことについて	

※ 調査結果は、埼玉県ホームページの次のアドレスでご覧になれます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/seisyounentoukei/>

(県ホームページ [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [青少年課](#) > 青少年に関する統計・調査)

### 3 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年条例第28号）

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 県が行う施策（第9条—第10条）
- 第3章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（第11条—第23条）
- 第4章 雑則（第23条の2—第27条）
- 第5章 罰則（第28条—第33条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

##### （定義）

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舍の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- (4) 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第6項第3号及び第5号に規定する営業を除く。）を行う者をいう。
- (5) がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (7) 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。
- (8) 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。
- (9) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- (10) 利用カード等 風適法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

##### （県の責務）

第4条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の健全育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- (1) 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- (2) 青少年の社会参加の促進
- (3) 青少年の規範意識高揚のための啓発

(保護者の責務)

第7条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもつて青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

(青少年の努力)

第7条の2 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条の3 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

## 第2章 県が行う施策

(施策の実施)

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- (3) 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- (4) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- (5) 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- (6) 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- (7) 青少年の非行の防止
- (8) 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- (9) 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- (10) その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

(推進体制の整備)

第9条の2 県は、市町村、事業者及び県民と連携して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(優良な図書等及び興行の推奨)

第10条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

## 第3章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

(有害図書等の指定及び売買等の禁止)

第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

- (1) 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第1に掲げるもの(次号及び第16条の2第2項において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
- (2) 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定された図書等(前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。)を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

(有害図書等の陳列の制限等)

第11条の2 図書等取扱業者は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

(有害がん具等の指定及び売買等の禁止)

第12条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第2に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定されたがん具等(前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。)を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等(第1項第2号に係るものを除く。)を見せ、又は触れさせてはならない。

(図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出)

第12条の2 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等

ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 自動販売機等の設置場所
- (3) 自動販売機等管理者の氏名及び住所
- (4) 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。（自動販売機等管理者の設置）

第13条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）

第13条の2 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第12条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等）

第14条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になつたときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第11条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

（自動販売機等に関する適用除外）

第15条 第12条の2から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害興行の指定及び入場の禁止）

第16条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。

3 第1項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（有害広告文書の指定及び配布等の禁止等）

第16条の2 知事は、広告文書（散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。）の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「広告主等」という。）

は、第1項の規定により指定された広告文書（前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。）を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前2項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

（有害広告物に対する措置）

第17条 知事は、広告物（看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。

以下同じ。）の内容が第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

（利用カード等の売買等の禁止）

第17条の2 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

（自動販売機等への利用カード等の収納の禁止）

第17条の3 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（金銭貸付け等の禁止）

第18条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、物品（同条第1項に規定する物品をいう。）を質に取つて青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、古物（同条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。）を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。以下同じ。）を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前3項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

（着用済み下着等の買受け等の禁止）

第18条の2 何人も、青少年から着用済み下着等（着用した下着又はだ液若しくはふん尿（これらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下同じ。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはならない。

（勧誘行為の禁止）

第18条の3 何人も、青少年に対し、次の行為を行ってはならない。

- (1) 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。
- (2) 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (3) 接待飲食等営業（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第2号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

（みだらな性行為等の禁止）

第19条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（場所の提供及び周旋の禁止）

第20条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 暴行又は脅迫
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用
- (4) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充てん料若しくは塗料の不健全な使用
- (5) とばく
- (6) 喫煙又は飲酒
- (7) 第18条の2第1項に規定する行為

（深夜に外出させる行為の制限）

第21条 保護者は、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。

3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

（深夜における施設への入場の禁止）

第21条の2 次に掲げる営業を行う者（次項において「営業者」という。）は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

(1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

(2) 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業（風適法第2条第6項第3号に規定する営業を除く。）又はインターネットの利用を行わせる営業

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（インターネットの利用の制限）

第21条の3 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次条第2項において「有害情報」という。）を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第21条の4 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（同法第2条第10項に規定する青少年有害情

報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者(同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1) 青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を締結する場合

(2) 青少年を携帯電話端末又はPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を保護者が締結する場合

2 携帯電話インターネット事業者は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。)を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者は、第1項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める記録媒体を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット事業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。

6 知事は、第4項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(遊技場における非行の防止)

第22条 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。)又は第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。

(旅館業を営む者の届出)

第23条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。)を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

#### 第4章 雑則 (県民の申出)

第23条の2 県民は、第10条の規定による推奨、第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項若しくは第16条の2第1項の規定による指定又は第11条の2第3項、第16条の2第5項若しくは第17条第1項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

(推奨及び指定の告示等)

第24条 第10条の規定による推奨及び第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。

(審議会への諮問)

第25条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

(1) 第10条の規定により推奨をしようとするとき。

(2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。

(3) 第11条の2第2項又は第21条の4第1項若しくは第2項の規則を定めようとするとき。

(4) 第11条の2第3項、第16条の2第5項又は第17条第1項の規定により措置を命じようとするとき。

(5) 第21条の4第4項の規定により勧告をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

(1) 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所

(2) 興行を行う場所

(3) 利用カード等の販売を営む場所

(4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

(5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所

(6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

(7) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

(8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。）を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

第28条 第19条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に

処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項、第12条第3項若しくは第4項、第13条、第14条第1項若しくは第2項、第16条第2項、第17条の2、第17条の3第1項、第18条第1項、第2項若しくは第3項、第18条の2、第18条の3、第19条第2項、第20条、第21条第2項又は第21条の2第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条の2第3項、第16条の2第5項又は第17条第1項の規定による命令に違反した者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条の2の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (3) 第16条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反した者
- (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第31条 第11条第3項、第12条第3項若しくは第4項、第16条第2項、第17条の2、第18条第1項、第2項若しくは第3項、第18条の2、第18条の3、第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条第2項又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第28条及び第29条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第28条から第30条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第33条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

(既設の図書等自動販売機に係る適用)

2 この条例の施行の際現に設置されている図書等の自動販売機に係る第13条第2項前段及び第3項の適用については、これらの規定中「当該置いた日」又は「その設置の日」とあるのは、それぞれ「この条例の施行の日」とする。

(埼玉県青少年愛護条例の廃止)

3 埼玉県青少年愛護条例（昭和35年埼玉県条例第51号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 旧条例第6条第1項の規定によりされた指定はこの条例第11条第1項又は第16条第1項の規定によりされた指定と、旧条例第7条の規定によりされた命令はこの条例第17条第1項の規定によりされた命令と、旧条例第11条第2項の規定によりされた指定はこの条例第12条第1項の規定によりされた指定とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

6 執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表埼玉県青少年愛護審議会の項を次のように改める。

埼玉県青少年健全育成審議会	知事の諮問に応じ、青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議する。
---------------	-----------------------------------

附 則（昭和58年10月12日条例第37号）  
この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日条例第47号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）の施行の日（昭和60年2月13日）から施行する。

- 附 則（平成2年10月17日条例第42号）
- 1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
  - 2 改正後の第21条の2第1項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成4年3月30日条例第11号）  
この条例は、平成4年5月1日から施行する。

- 附 則（平成8年3月29日条例第4号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。  
（図書等又はがん具等の自動販売機等に関する経過措置）
  - 2 この条例の施行の際現に図書等又はがん具等の自動販売機等を設置している者については、その者を改正後の埼玉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の2第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の10日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成8年埼玉県条例第4号）の施行の日から1月以内に」とする。  
（テレホンクラブ等に関する経過措置）
  - 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等を営んでいる者については、その者を改正後の条例第17条の2第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成8年埼玉県条例第4号）の施行の日から1月以内に」とする。
  - 4 前項に規定する者の当該テレホンクラブ等については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日（その日以前に同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第17条の2第1項の規定による届出をした場合にあつては、その届出をした日）までの間は、改正後の条例第17条の3第1項の規定は、適用しない。
  - 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第17条の3第1項に規定する区域内においてテレホンクラブ等を営んでいる者が第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第17条の2第1項の規定により施行日から1月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等については、施行日から2年間は、改正後の条例第17

条の3第1項の規定は、適用しない。

- 6 第3項に規定する者（前項に規定する者を除く。）が第3項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第17条の2第1項の規定により施行日から1月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等を営む者は、改正後の条例第17条の3第2項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用の際現に改正後の条例第17条の2第1項の規定による届出をして当該テレホンクラブ等を営んでいる者とみなす。（利用カード等の自動販売機等に関する経過措置）
- 7 この条例の施行の際現に利用カード等が収納されている自動販売機等については、施行日から6月間は、改正後の条例第17条の8第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成8年10月18日条例第38号）  
この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日条例第50号）  
この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第5号）抄  
（施行期日）  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

- 附 則（平成13年12月28日条例第78号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）の施行の日〔平成14年4月1日〕から施行する。（経過措置）
  - 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（以下「旧条例」という。）第17条の5第2項の指示又は同条例第17条の6第1項各号のいずれかに該当する行為に係る営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。
  - 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第17条の6第1項又は第2項の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 附 則（平成16年10月15日条例第55号）
- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
  - 2 改正後の第11条の2第2項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成19年10月9日条例第53号）  
この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第105号）の施行の日から施行する。

- 附 則（平成20年12月24日条例第62号）
- 1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。
  - 2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者については、その者を改

正後の第17条の4第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第62号）の施行の日から1月以内に」とする。

附 則（平成22年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第21条の4第1項及び第2項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成22年10月19日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（次項において「旧条例」という。）第17条の8各号のいずれかに該当する行為に係る店舗型異性紹介営業の全部又は一部を停止すべき旨の命令については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第17条の8の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態
  - イ 大たい部を開いた姿態
  - ロ 陰部又はでん部を誇示した姿態
  - ハ 性行為を連想させる姿態
  - ニ 排せつの姿態
  - ホ 緊縛された姿態
- (2) 性的な行為
  - イ 男女間の性行為
  - ロ 同性間の性行為
  - ハ 自慰の行為
  - ニ 強姦その他の陵辱行為
  - ホ 変態性欲に基づく行為

別表第2（第12条関係）

- (1) 性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類

## 4 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 子ども・若者育成支援施策（第 7 条—第 14 条）

第 3 章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援  
（第 15 条—第 25 条）

第 4 章 子ども・若者育成支援推進本部（第 26 条—第 33 条）

第 5 章 罰則（第 34 条）

附則

### 第 1 章 総則

（目的）

**第 1 条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

**第 2 条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

**第3条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

**第5条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

**第6条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第2章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

**第7条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

**第8条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第2条第7号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第1項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（都道府県子ども・若者計画等）

**第9条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

**第10条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

**第11条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

**第12条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

**第13条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第20条第3項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第14条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

**第16条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第1項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第1項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

**第17条** 国及び地方公共団体は、第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

**第18条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

**第19条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

**第20条** 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

**第21条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

**第22条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを

確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第15条第1項第1号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

**第23条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第2項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

**第24条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第25条** 第19条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第4章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

**第26条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

**第27条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
  - 三 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第1号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

**第28条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

**第29条** 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

**第30条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第14号に掲げる事

項に関する事務及びこれに関連する同条第3項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

**第31条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

**第32条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第33条** 第26条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

**第34条** 第24条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第2条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 用語の説明

行	頁	用語	説明
あ	25 56	違法ドラッグ	麻薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、鑑賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。
	49 61 67	インターンシップ	職業意識を醸成し、適切な職業選択を促進するために、企業などで実習・研修的な就業体験をする制度。
	65	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
	58	オレンジリボン	児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。
か	48	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとしたり取組。
	65	家庭の日	忙しい毎日の生活の中で、家族みんなで過ごす時間が少なくなりがちのため、家族団らんの場を設けたり、家族一緒に地域の行事に参加するなど、家族で過ごすよう心がけ、あたらめて家庭をふりかえり、明るい家庭づくりを考える日。毎月第3日曜日。
	54	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合(3.9%)が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	48 49 61	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	8	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(5階級ごとに算出。)を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
	52	高等技術専門校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
	52	子どもエコクラブ	幼児から高校生までの子どもが誰でも参加でき、生きもの調査やリサイクル活動など、身近な環境活動に自由に取り組むクラブ。
さ	50	埼玉国際ジュニアサッカー大会	小学生(12歳以下)による国際サッカー大会。県内及び国内外から優秀な選手が集まる。2002FIFAワールドカップ <sup>SM</sup> が埼玉で開催されたことを記念して始められた。
	48	埼玉の子ども70万人体験活動	子どもの社会力と豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。
	69	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。
	54	彩の国みどりのサポーターズクラブ	緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成22年に発足。
	61	支援籍	障害のある児童・生徒が在籍する学校または学級以外に必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
	9	実質経済成長率	経済成長率とは、一定期間(四半期または1年間)に経済規模が拡大する割合であり、時価評価の名目GDPを用いた名目経済成長率と、物価変動の影響を除いた実質GDPを用いた実質経済成長率がある。景気あるいはマクロ経済の最も重要な指標。単に経済成長率という場合は実質経済成長率を指すことが多い。
	51	姉妹友好州省	メキシコ州(メキシコ)、山西省(中国)、クイーンズランド州(オーストラリア)、オハイオ州(アメリカ)、フランクフルト州(ドイツ)と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。

さ	29	社会的養護	何らかの事情があり、家庭で適切な養育が受けられない子どもを社会が家庭に代わって養育する仕組みのこと。社会的養護を大きく分けると、「施設養護」と「家庭養護」の2種類があり、施設養護には乳児院や児童養護施設などが、家庭養護には里親制度やファミリーホームなどがある。
	60	スクールサポーター	元警察官・元教員を少年サポートセンターに配置し、中学校からの要請により、教職員やPTA等と連携し、学校における生徒の問題行動に対応しており、登下校時の挨拶指導や校内外の巡回、非行防止教室の開催等、幅広く校内の正常化に向けた支援活動を行う。
	52 59	生活科学センター	消費生活に関する学習支援や情報提供、消費者活動・交流の支援などの機能を持つ施設で、川口市のSKIPシティに平成15年2月に開設。愛称は「彩の国くらしプラザ」。
	48 57 60 70	青少年育成埼玉県民会議	青少年の健全育成を図るため、青少年市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。
	57	青少年育成推進員	青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。
	70	青少年相談員	県からの委嘱により、子どもたちの良き友、理解者となって、子どもたちの健やかな成長のために活動する地域の青年ボランティア。
	48	青少年総合野外活動センター	集団による野外活動を通じて青少年の健全育成に資するため、県が秩父市に設置している公の施設。
た	62	中核発達支援センター	発達障害の早期支援体制の充実を図るため、医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育の拠点と位置付けている施設。
な	51 56	ネットアドバイザー	「子ども安全見守り講座」の講師として、主に小学生の保護者を対象に、携帯電話等の危険性や大人の役割について啓発するボランティア。
は	33 61	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	62	発達障害者支援センター	発達障害者支援法に基づき、発達障害(児)者やその家族に対し、専門的な相談・助言、発達支援及び就労支援、関係機関との連絡調整などを行う施設。県では、川越市に埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」を指定し、民間法人への委託により運営している。
	9	バブル経済	不動産や株式などの資産価値が、投機によって実体経済を駆け離れて異常に高騰すること。バブル(泡)のように大きく膨らんでいる様子に例えられている。日本では一般的に『バブル経済』と呼んだ場合には、1980年代後半から1990年代前半にかけて不動産価格や株が実態からかけ離れて上昇したバブル景気を指す。
	9	非正規労働者	パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などの形態で雇用されている労働者のこと。
	4 25 56	フィルタリング	インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。
	54 67	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。
や	61 62	ヤングキャリアセンター埼玉	平成16年(2004年)5月、大宮駅西口(エクセレント大宮ビル内)にオープン。関係行政機関等と連携し、フリーターや学生・生徒など30歳代までの若年求職者を対象に、キャリアカウンセリングや情報提供、職業紹介などを行い、就職活動の入り口(職業意識の醸成)から出口(就業)までをワンストップで支援している。平成23年(2011年)7月にさいたま新都心の埼玉男女共同参画推進センター内へ移転。
ら	9	リーマンショック	平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
わ	61 62	若者自立支援センター埼玉	平成18年(2006年)6月、川口駅西口(川口若者ゆめワーク内)にオープン。NPO法人や関係行政機関等と連携し、39歳以下の若年無業者やその保護者を対象にキャリアカウンセラーや臨床心理士による相談業務、グループワークや職場体験などの就業支援事業を実施し、就業活動を総合的に支援している。